

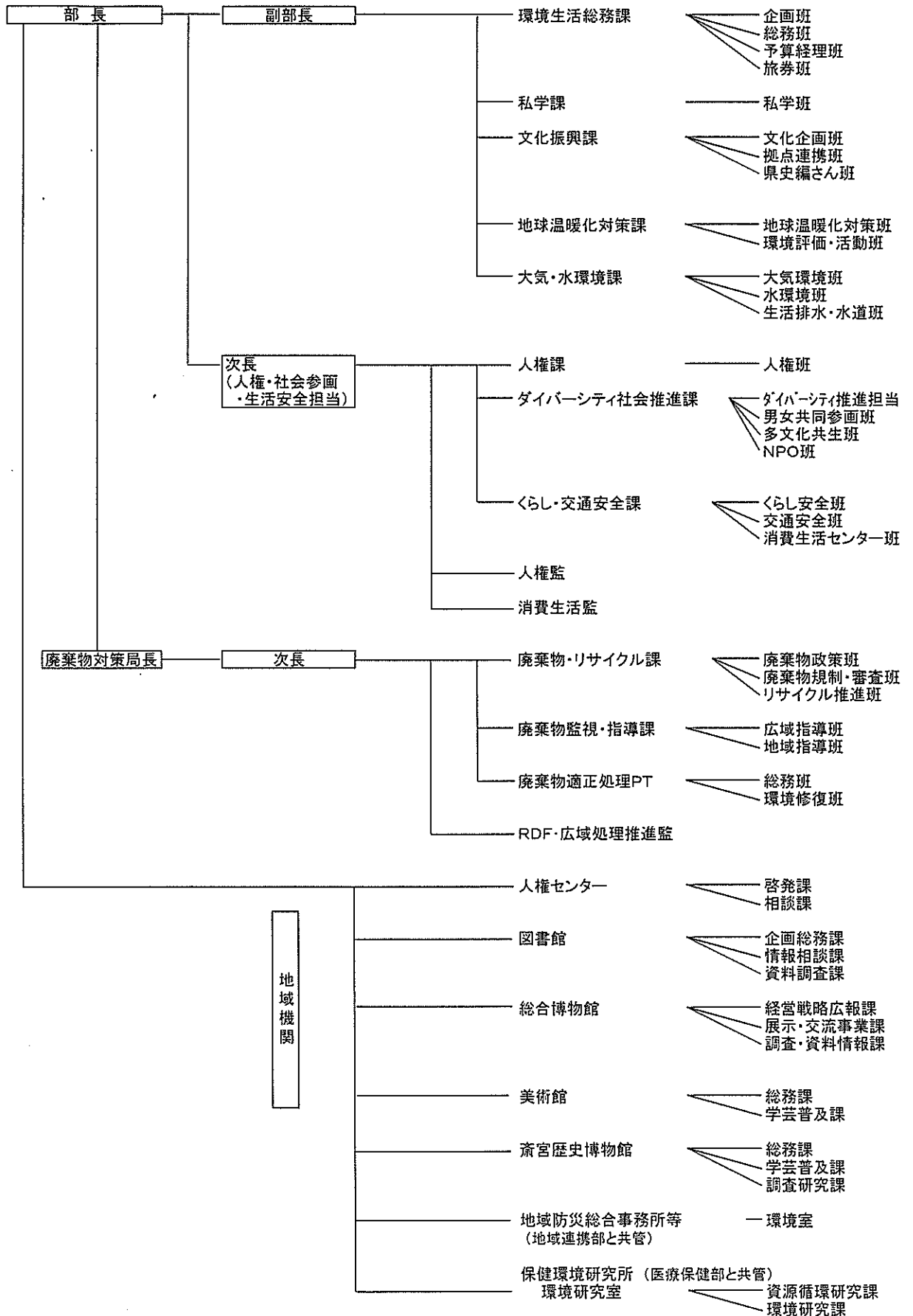
令和元年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	令和元年度 環境生活部の組織	1
II	令和元年度 当初予算（環境生活部関係）	2
III	主要施策	
1	個別計画の策定等について（環境生活部関係）	5
2	私学教育の振興について	7
3	文化・生涯学習の振興について	11
4	人権施策の総合的な推進について	15
5	女性活躍の推進について	17
6	多文化共生社会づくりの推進について	19
7	NPOの参画による地域社会づくりの推進について	22
8	ダイバーシティ社会の推進について	24
9	交通安全対策の推進について	28
10	安全で安心なまちづくりの推進について	31
11	三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）について	34
12	消費生活の安全の確保について	36
13	地球温暖化対策の推進について	40
14	大気・水環境の保全について	42
15	三重県土砂条例（仮称）の制定について	47
16	北部広域圏広域的水道整備計画について	49
17	廃棄物総合対策の推進について	51
18	RDF焼却・発電事業について	55
19	産業廃棄物の監視・指導状況について	58
20	産業廃棄物の不適正処理事案への対応について	61

別冊1 事務事業概要

令和元年5月23日
環境生活部

I 令和元年度 環境生活部の組織



Ⅱ 令和元年度 当初予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

施策番号	施策名	H30年度	令和元年度	差引増減額	増減率
		当初予算額	当初予算額		
		A	B	B-A	(B-A)/A
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	59,247	56,206	▲ 3,041	▲ 5.1
143	消費生活の安全の確保	96,268	96,166	▲ 102	▲ 0.1
151	地球温暖化対策の推進	569,039	603,549	34,510	6.1
152	廃棄物総合対策の推進	2,140,556	1,379,792	▲ 760,764	▲ 35.5
154	大気・水環境の保全	【 547,610 】 478,868	472,884	【 ▲ 74,726 】 ▲ 5,984	【 ▲ 13.6 】 ▲ 1.2
211	人権が尊重される社会づくり	402,029	400,776	▲ 1,253	▲ 0.3
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	42,518	26,048	▲ 16,470	▲ 38.7
213	多文化共生社会づくり	69,759	69,057	▲ 702	▲ 1.0
228	文化と生涯学習の振興	1,899,234	1,879,907	▲ 19,327	▲ 1.0
255	協創のネットワークづくり	62,920	62,559	▲ 361	▲ 0.6
当部主担当施策 計		【 5,889,180 】 5,820,438	5,046,944	【 ▲ 842,236 】 ▲ 773,494	【 ▲ 14.3 】 ▲ 13.3
(111)	災害から地域を守る人づくり	7,740	7,994	254	3.3
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	3,125	6,012	2,887	92.4
(141)	犯罪に強いまちづくり	1,071	11,845	10,774	1006.0
(144)	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	574	370	▲ 204	▲ 35.5
(226)	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,034,032	3,030,694	▲ 2,003,338	▲ 39.8
(233)	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,927,092	1,877,810	▲ 49,282	▲ 2.6
(331)	国際展開の推進	82,950	83,088	138	0.2
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,033,478	1,556,631	523,153	50.6
他部主担当施策 計		8,090,062	6,574,444	▲ 1,515,618	▲ 18.7
人件費等		2,585,803	2,553,451	▲ 32,352	▲ 1.3
環境生活部 合計		【 16,565,045 】 16,496,303	14,174,839	【 ▲ 2,390,206 】 ▲ 2,321,464	【 ▲ 14.4 】 ▲ 14.1

注① 施策番号の()は、他部が主担当の施策です。注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

注③ 平成30年度当初予算額の上段【 】は、平成29年度2月補正(国補正予算分)含みベースです。

(参考) 政策体系一覧

みえ県民カビジョン 行動計画

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策

※：他部局が主担当である施策のうち、
環境生活部が主担当である基本事業

政 策	施 策
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり ※基本事業11103 災害ボランティアの活動環境の充実
	112 防災・減災対策を進める体制づくり
	113 治山・治水・海岸保全の推進
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保
	122 介護の基盤整備を人材の育成・確保
	123 がん対策の推進
	124 こころと身体の健康対策の推進
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生
	132 支え合いの福祉社会づくり
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
	143 消費生活の安全の確保
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等
	145 食の安全・安心の確保
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
	147 獣害対策の推進
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 豊かな自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政 策	施 策
II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進
	213 多文化共生社会づくり
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成
	223 健やかに生きていくための身体の育成
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり ※基本事業22604 私学教育の振興
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実
	228 文化と生涯学習の振興
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり
	232 結婚・妊娠・出産の支援
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 中山間地域・農山漁村の振興
	254 移住の促進
	255 協創のネットワークづくり
	256 市町との連携による地域活性化

政 策	施 策
Ⅲ 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興
	322 ものづくり・成長産業の振興
	323 「食」の産業振興
	324 地域エネルギー力の向上
	325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進
	332 観光の産業化と海外誘客の促進
	333 三重の戦略的な営業活動
4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援
	342 多様な働き方の推進
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 公共交通の確保と活用
	353 安全で快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策の推進を支えるために	
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
	4 適正な会計事務の確保
	5 広聴広報の充実
	6 情報システムの安定運用
	7 公共事業推進の支援

Ⅲ 主要施策

1 個別計画の策定等について（環境生活部関係）

環境生活総務課

1 環境生活部における個別計画

当部が所管する施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画において、本年度に計画期間の終期を迎え改定が必要な計画や、条例制定により新たに策定が必要となる計画等は、次表のとおりです。

（1）改定・見直しが必要な計画

施策	計画の名称	改定理由	計画期間（現行）	概要	議決
			計画期間（改定後）		
141	安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム	終期満了	平成29年1月～ 令和2年3月	県民等さまざまな主体が協創することにより、“防犯”と“交通安全”の取組を総合的かつ横断的に推進し、犯罪や交通事故のない、安全で安心な暮らしを確保することをめざす。	
			令和2年4月～ 令和6年3月		
143	三重県消費者施策基本指針（三重県消費者教育推進計画を含む）	終期満了	平成27年4月～ 令和2年3月	県民が一消費者として、自らの権利の擁護および増進のため、自主的かつ合理的な消費生活を営むことができるよう、消費者の視点に立った施策を実施する。	
			令和2年4月～ 令和7年3月		
151 152 153 154 313 324	三重県環境基本計画（※1）	情勢の変化	平成24年4月～ 令和4年3月 令和2年4月～ 令和12年3月	三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけ、低炭素化や循環社会の実現に向けた取組、エネルギーの有効活用、地域の生態系や自然の保全などの行動を通じて、持続的発展が可能な社会の構築をめざす。	○
152	三重県災害廃棄物処理計画（※2）	災害事例等	平成27年3月～	環境省「災害廃棄物対策指針」等をふまえ、被災市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要となる県の果たすべき役割等を定める。	
211	第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン	終期満了	平成28年4月～ 令和2年3月	県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組み、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進する。	
			令和2年4月～ 令和6年3月		
213	三重県多文化共生社会づくり指針	終期満了	平成28年4月～ 令和2年3月	外国人住民が地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備し、さまざまな主体と連携して多文化共生社会の実現をめざす。	
			令和2年4月～ 令和6年3月		

（※1）「三重県環境基本計画」については、令和4年3月が終期となっているものの、当該計画は策定後7年が経過し、この間、SDGs、マイクロプラスチック問題、気候変動適応等、環境に係る新たな対応が求められていることから、SDGs等の目標年である2030年に向け、環境、社会、経済の統合的な向上を図りながら、低炭素化や循環社会を実現するため、改定時期を2年前倒しし、新しい計画を策定することとします。

（※2）「三重県災害廃棄物処理計画」については、近年の災害事例等をふまえた見直しを行うこととします。

(2) 新たに策定が必要な計画

施策	計画の名称	計画期間	概要	議決
141	三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）	令和2年4月～令和6年3月	三重県犯罪被害者等支援条例（平成31年4月施行）第9条の規定に基づき、推進計画を策定し、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進する。	

2 今後の取組方向

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の次期計画との整合性を図りながら、安全・安心が実感でき、全ての人びとが尊重される三重を創る取組を着実に推進するため、今年度中に各計画の策定等を進めます。

2 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、多様な建学の精神に基づき、独自の教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしています。

このため、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため各種助成を行うとともに、学校施設の防災対策を支援しています。今年度は、私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免補助金制度の拡充を行いました。

2 課題

(1) 私学助成

長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。(別紙1参照)

(私立高校〔全日制〕生徒数：平成15年度12,017人 → 平成30年度10,468人、
過去15年間で1,549人の減少 [▲12.9%])

また、私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。(別紙2参照)

(2) 耐震化

耐震化には多大な財政負担を伴うことなどから、私立高等学校の校舎等の耐震化が公立学校に比べて遅れているため、引き続き、学校設置者の取組を促していく必要があります。(平成31年4月1日現在、公立高校100%に対し、私立高校は96.2%と、▲3.8ポイントの格差)(別紙3参照)

また、致命的な事故が起りやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策を進める必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 私学助成

私立学校の経常経費に対する補助金をはじめとして、各学校設置者に対して引き続き助成を行っていきます。

また、私立高等学校授業料の実質無償化について、国の動向を注視しながら適切に対応するとともに、引き続き、授業料減免補助金、入学金補助金および奨学給付金の各種助成制度と就学支援金制度により保護者負担の軽減を図っていきます。

(2) 耐震化

私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であるため、引き続き、学校設置者に対し校舎等の耐震化に向けた取組を促します。

また、屋内運動場等の天井等落下防止対策について、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」において数値目標を掲げて集中的に取り組んでおり、引き続き、学校設置者に対し助成を行っていきます。

【参考 1】令和元年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕

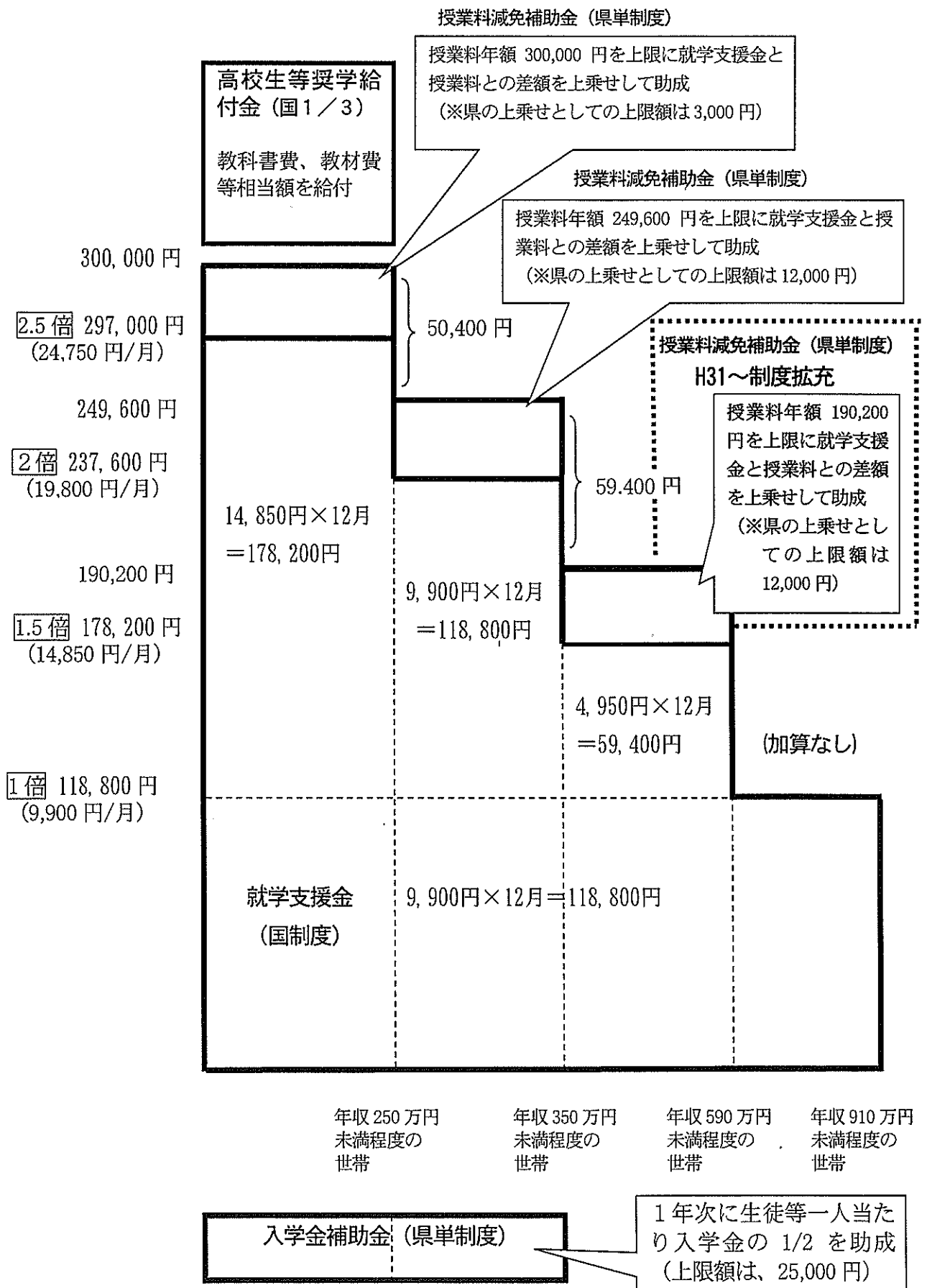
細事業名	当初予算額 (千円)	対前年度比 (%)
★私立高等学校等振興補助金	2,879,956	60.0
★私立特別支援学校振興補助金	96,714	60.0
★私立専修学校振興補助金	31,172	60.0
私立外国人学校振興補助金	9,000	112.5
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	6,012	192.4
私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,697,573	95.2
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	178,950	125.5
その他私学関連予算	15,139	107.4
合 計	4,914,516	70.6

★骨格的予算として編成

【参考 2】平成30年度経常経費補助金生徒一人当たり補助単価と当初予算

	学校数	平成30年度経常経費補助金 生徒一人当たり補助単価 (円)	平成30年度 当初予算額 (千円)
高校 (全日制)	13	332,053	3,509,075
高校 (狭域通信制)	3	70,394	78,786
中学校・中等教育学校 (前期課程)	10	324,345	805,236
小学校	2	322,828	203,913
特別支援学校	1	(高等部) 1,776,692 ----- (小中学部) 1,763,555	161,189

【参考 3】 三重県の私立高等学校等における教育費負担軽減制度



【参考 4】私立学校施設の耐震化率の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(単位：%)

	私立学校	公立学校	差
幼稚園	100.0	100.0	0.0
小学校	100.0	100.0	0.0
中学校	100.0		
高等学校	96.2	100.0	▲3.8
特別支援学校	100.0	100.0	0.0
合計	98.0	100.0	▲2.0

*幼稚園関係業務は、子ども・福祉部が所管

【参考 5】施策112 防災・減災対策を進める体制づくりの活動指標

屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数

	平成 27 年度 (現状値)	平成 28 年度 (目標値)	平成 29 年度 (目標値)	平成 30 年度 (目標値)	令和元年度 (目標値)
対策の 未完了数	8棟	4棟	3棟	2棟	2棟

【内訳】

高校	5棟	3棟	3棟	2棟	2棟
幼稚園	3棟	1棟	0棟	0棟	0棟

【実績】

高校	—	3棟	2棟	2棟	
幼稚園	—	2棟	1棟	1棟	

*小・中・特別支援学校は、対象なし

*幼稚園関係業務は、子ども・福祉部が所管

3 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」（平成26年11月策定、対象期間：令和5年度まで）等に基づき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

また、三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）、三重県総合博物館、三重県立美術館が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を提供しています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(3) 県立文化・生涯学習施設の状況

上記の各取組を進める上で、県立文化・生涯学習施設は、次の役割を担っています。

①三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

三重県文化会館では、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組んでおり、開館25周年を機にオペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、より芸術性の高い公演を開催するほか、人材育成や他団体施設との連携による公演の企画等を行っています。

三重県生涯学習センターでは、高等教育機関やミュージアム、市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、生涯学習関係団体の連携・交流の場づくり等に取り組み、開館25周年を機により質の高い学習機会を提供しています。

②三重県総合博物館

三重県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、資料の収集・保管・開館5周年を記念した特別展をはじめとする展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

また、三重県総合博物館の整備にあたっての7項目の取組状況も含め、5年間の活動とその成果や課題等の総括を進めるとともに、博物館の一層の機能向上に向け開館時間の見直しを行い、条例改正等必要な手続きや調整を進めています。(別添資料「三重県総合博物館の機能向上に向けた開館時間の見直しについて」)

③三重県立美術館

三重県立美術館では、江戸期以降の三重にゆかりの深い作品等、方針に則ったコレクションの収集と公開、美術資料の研究を行うとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行っています。また、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めており、当面は、飛鳥から奈良時代の斎宮想定地である史跡西部地区を優先的に調査することとしており、昨年度は、飛鳥・奈良時代における初期斎宮の実態解明を進める中で、飛鳥時代の中枢部の一画とみられる遺構を確認したところです。開館30周年・史跡斎宮跡指定40周年を機に、明和町など地元関係者と連携・協力し、新たな発見があった初期斎宮に関する成果の発信や、「さいくう平安の杜」をはじめとする史跡全体の利活用に、より一層取り組んでいます。

⑤三重県立図書館

三重県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、県民の読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民が質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。また、全国図書館大会三重大会の開催を機に、県民の図書館への関心を高め、本県の情報発信を行います。

(4) 歴史資料として重要な公文書等の保存と活用

公文書のうち歴史資料として重要なものについては、保存期間が満了した後、公文書館機能を持つ総合博物館において保存・公開し、閲覧に供しています。

2 課題

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向に基づいて取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の連携・経営の推進

文化交流ゾーンを構成する各施設が、三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献していくため、それぞれ、魅力向上のための不断努力、研究を行うとともに、連携、協力して集積の利点を生かした施設運営・事業展開を行っていく必要があります。

(4) 歴史資料として重要な公文書等の保存と活用

歴史資料として重要な公文書等を将来にわたり県民共有の知的資源として保存し、県民の皆さんに利用していただくためのルールの特明確化を図る必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する国の動向もふまえつつ、県ゆかりの芸術家や三重の多様で豊かな自然・歴史文化等をテーマとした展覧会、多彩で魅力的な文化芸術公演等を開催するとともに、これを支える専門人材や次代を担う子どもたちの育成等に取り組み、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

三重県生涯学習センター等がコーディネートや調査研究等の機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等と連携し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、学びの成果を発表・発信する場を創出し、さまざまな主体の学びが一層深まり、広がるよう支援します。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の連携・経営の推進

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用し、文化交流ゾーン構成施設のより一体的な管理・運営および連携の強化を図るため、これまで導入したきた指定管理者制度を更新する準備を進めていきます。今後は、さらに各館が連携・協力することで、集積の利点を生かした施設運営や事業を展開し、県民により魅力的な「学び・体験・交流の場」を提供していきます。

(4) 歴史資料として重要な公文書等の保存と活用

有識者の専門的な見地からの意見や国・他自治体の先行事例等を参考にしながら、総務部と連携して条例の策定を進めるとともに、条例制定後の円滑な運用に向けた準備を行います。

三重県総合博物館の機能向上に向けた開館時間の見直しについて

1 現状と課題

三重県総合博物館は、平成 26 年 4 月の開館以来、「①三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ活かす、②学びと交流を通じて人づくりに貢献する、③地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する」の 3 つの使命の実現に向けて取組を進めてきました。

これまで、利用者の多様なニーズに対応し、展覧会をはじめ、講座、フィールドワークなどの学習支援活動、レファレンス、学校連携などに取り組んできましたが、博物館活動の基礎となる資料の整理・保存や調査・研究、遠隔地の県民に対するアウトリーチ活動（移動展示、出前授業）等に対して、十分に対応できていないことが大きな課題となっています。

また、現在の博物館の開館時間は、仕事や学校帰りの利用者を見込んで交流創造エリアを 19 時までとし、展示エリアについても土・日・祝日については 19 時まで延長していますが、平成 27 年度から平成 29 年度までの来館者の利用状況を見てみると、17 時から 19 時までの利用率は利用者全体の 5.3%と低い状況にあります。しかしながら、運営面では、同時帯も受付業務委託や職員の負担が発生しており、費用対効果の面からも、時間の有効活用等が課題となっています。

2 これまでの経過

平成 30 年	8 月	来館者アンケートの実施およびアンケート結果の分析
	10 月	常任委員会への報告（開館時間変更の試行） 開館時間変更の試行に係る周知
	11 月～	開館時間変更（17 時まで）の試行および来館者アンケートの実施（平成 31 年 2 月までの約 3 か月間）
平成 31 年	2 月	アンケート結果の分析・運営面の効果等検証
	3 月	常任委員会への結果報告

3 開館時間の見直し

経営資源を有効に活用し、効率的、効果的な博物館運営を行うため、課題である開館時間の見直しが県民サービスの低下や利用者にとって不利益にならないかなどについて検証を行ったところ、特定の時期や曜日だけ開館時間を 19 時までとすることで、利用者のニーズに応えることができることが分かりました。また、収蔵資料のデータベースの充実や調査・研究の成果を生かした展示、施設維持管理経費の節減、時間外勤務の減少等にもつなげることができました。

今後は、開館時間の短縮により生み出された資源を活用し、館内の展示内容やワークショップの充実、館外での展示やフィールドワーク等の基礎的な活動を充実させ、県民サービスの向上を図っていきます。

なお、開館時間の見直し時期は、開館 5 周年の夏の特別展の終了以降に行うことをめざし、条例改正等の必要な手続きや調整等を進めてまいります。

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的とする「人権が尊重される三重をつくる条例」(平成9年制定)に基づき、「三重県人権施策基本方針」を策定(平成27年12月第二次改定)し、その推進計画である「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(平成28年3月策定)により、人権施策を総合的、体系的に推進しています。さらに、平成28年度に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」および「部落差別解消推進法」等をふまえ、取組を進めています。

(2) 人権センターの取組

人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設として設置し、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発に取り組むとともに、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催等、多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組んでいます。

2 課題

(1) 人権啓発

人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、社会状況の変化に伴い、インターネット上での人権侵害や性的マイノリティの問題等、新たな課題が発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 人権擁護と救済

人権に係る県民からの相談は、人権センターのほか、法務局や人権擁護委員連合会等でも受けていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、相談員等の専門性や資質の向上を支援するとともに、人権センターと各相談機関との連携を強化していくことが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理と新たな行動プランの策定

人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策の進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して取組を進めます。また、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」および「部落差別解消推進法」の施行等、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定します。

【策定のスケジュール（案）】

5月	第1回三重県人権施策審議会（概要説明）
6月	環境生活農林水産常任委員会（概要説明）
9月	第2回三重県人権施策審議会（素案の審議）
10月	環境生活農林水産常任委員会（素案の説明）
11月～12月	三重県人権施策審議会委員への中間案に対する意見聴取
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
12月～1月	パブリックコメント等の実施
2月	第3回三重県人権施策審議会（最終案の審議）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

(2) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権センターにおいて、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット啓発といった「感性に訴える啓発」、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」など、手法を工夫するとともに、新たな人権課題をテーマとする講演会等を開催するなどして、効果的な人権啓発の推進に取り組めます。

(3) 相談体制の充実

さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、専門性や資質の向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等と情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実させることにより、実効ある相談・支援体制の構築に努めます。

5 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が実施した「e-モニターによるアンケート調査」(平成 31 年 2 月実施)の結果によると、「社会全体において、男女の地位が平等になっている」と答えた人の割合が減少傾向にあるとともに、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が 60%を超え、平等感が低下し、男性の優遇感が高まっていることがうかがえます。

Q：社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

出典：e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート調査（広聴広報課調べ）

	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H27年度	21.3%	55.3%	7.9%
H28年度	22.1%	56.6%	9.1%
H29年度	19.1%	56.1%	10.7%
H30年度	16.5%	62.7%	9.8%

県では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」(平成 28 年度施行)をふまえ改定した「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」(平成 29 年 3 月改定)に基づき、女性活躍・男女共同参画の推進に取り組んでいます。

2 課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の活躍推進が国の成長戦略の大きな柱に位置づけられる中、県内事業所の女性管理職の割合は 11.1% (H30. 7. 31 現在)、県・市町の審議会等における女性委員の割合は 27.5% (H30. 4. 1 現在) であり、徐々に増加してはいるものの、指導的地位にある女性の割合は、未だ十分とは言えない状況です。そのため、政策・方針決定過程への女性参画の一層の推進が求められています。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

上記「e-モニターによるアンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合は 63.7% (対前年度比 0.9 ポイント増) となり、固定的な性別役割分担意識が減少しているものの、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合が依然として 3 割近くあることから、県男女共同参画センター「フレンテみえ」や市町等と連携し、男女共同参画意識の一層の普及・啓発に取り組んでいくことが必要です。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。また、男性の家事や育児等への参画や長時間労働を前提としない働き方を構築するとともに、女性の責任ある地位への登用等を進めるため、男性や経営者層の意識改革を行うなど、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。

(4) 性犯罪・性暴力被害者支援の必要性（くらし・交通安全課）

性犯罪・性暴力被害は、その被害の性質上、被害者が悩みを第三者に相談しにくく、問題を一人で抱え込む傾向があることから、被害者からの相談に適切に対応し、被害者の立場に立った支援体制を維持していくことが求められます。

3 今後の取組方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」をふまえ、男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携して計画の着実な実行に取り組むとともに、市町に対しては、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

県男女共同参画センター「フレンテみえ」との密接な連携のもと、指定管理事業の実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及啓発を図ります。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

アワード事業を通して平成30年度までに創出した30人の女性活躍のロールモデルの県内への更なる浸透を図るとともに、講演会の開催等を通じ、経営者や管理職等リーダー層の意識改革にも取り組むなど、県内企業・団体のネットワークである「女性の大活躍推進三重県会議」の活動により女性活躍推進の気運醸成をより一層図っていきます。

(4) 性犯罪・性暴力被害者支援の取組（くらし・交通安全課）

性犯罪・性暴力の被害者や関係者に寄り添った支援を行う「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の安定した運営により、電話・面接相談（相談員3名）、法律相談、医療機関紹介、付添支援等を行います。また、より幅広い広報啓発に努めるとともに、研修を充実することにより相談員のスキルアップを図り、より多くの方に適切な支援を提供できるよう努めます。

6 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(1) 県内の外国人住民数

県内の外国人住民数は、平成 20 年をピークに減少していましたが、平成 26 年から再び増加に転じ、平成 30 年末には 50,612 人と 5 年連続で増加しました。

県内総人口に占める外国人住民の比率は約 2.77% (対前年 0.17 ポイント増) と全国的にも高い水準にあり、本年 4 月の「出入国管理及び難民認定法」の改正による新たな在留資格の創設に伴って、外国人住民のさらなる増加が予想されます。(別紙参照)

(2) 県の取組

平成 28 年 3 月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、文化的背景の異なる人びとが互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会を一緒に築いていけるよう、多文化共生社会づくりを進めてきました。

【主な事業】

- ・外国人住民が生活していく上で必要な行政・生活・教育等の情報の多言語ホームページでの提供
- ・医療通訳者の育成・配置促進、災害時に外国人住民を支援する人材の育成
- ・市町、NPO等との連携・協働による多文化共生に関する啓発の実施

2 課題

(1) 多文化共生社会づくりに向けた今後の方向性

新たな在留資格である「特定技能 1 号」および「特定技能 2 号」の創設に伴い、在留外国人の増加、さらなる多国籍化が見込まれており、こうした外国人材を含めた全ての外国人住民の生活支援のあり方や、外国人住民がより参加・参画しやすい地域社会のあり方などについて、その方向性を検討する必要があります。

(2) 言葉の壁や文化の違い

外国人住民は、言葉の壁や文化の違いなどから、日本での生活に不安を抱いたり、時には誤解を招いてしまうことがあります。

市町の窓口においては、通訳者の配置、生活オリエンテーションの実施などが行われるようになりましたが、幅広い情報提供には至っておらず、また、日本語学習の環境も十分ではないことから、外国人住民のコミュニケーションに関してきめ細かな支援が必要です。

(3) 外国人住民に対する支援

県内に在留する外国人の定住化に伴い、医療や災害時などのさまざまな生活場面での問題が発生しており、総合的な相談などの支援が必要です。

また、特定技能の創設に伴い、言語、宗教、慣習等の違いに起因する新たな問題の発生・増加が懸念されることから、その解決に向けた支援に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 「三重県多文化共生社会づくり指針」の改定

在留する外国人の増加、多国籍化に伴い、今後「多文化共生」の重要性がより一層増すと考えられることから、現行の「三重県多文化共生社会づくり指針」(計画期間：平成 28 年度～令和元年度)の成果と課題をふまえつつ、在留資格を有する全ての外国人との共生をめざして指針を改定します。

【改定のスケジュール(案)】

6月～8月	ヒアリング調査、支援団体との意見交換
9月	三重県多文化共生推進会議・三重県外国人住民会議
10月	環境生活農林水産常任委員会(素案の説明)
11月	三重県多文化共生推進会議・三重県外国人住民会議
12月	環境生活農林水産常任委員会(中間案の説明)
12月～1月	パブリックコメントの実施
2月	三重県多文化共生推進会議・三重県外国人住民会議
3月	環境生活農林水産常任委員会(最終案の説明) 指針改定・公表

(2) コミュニケーション支援

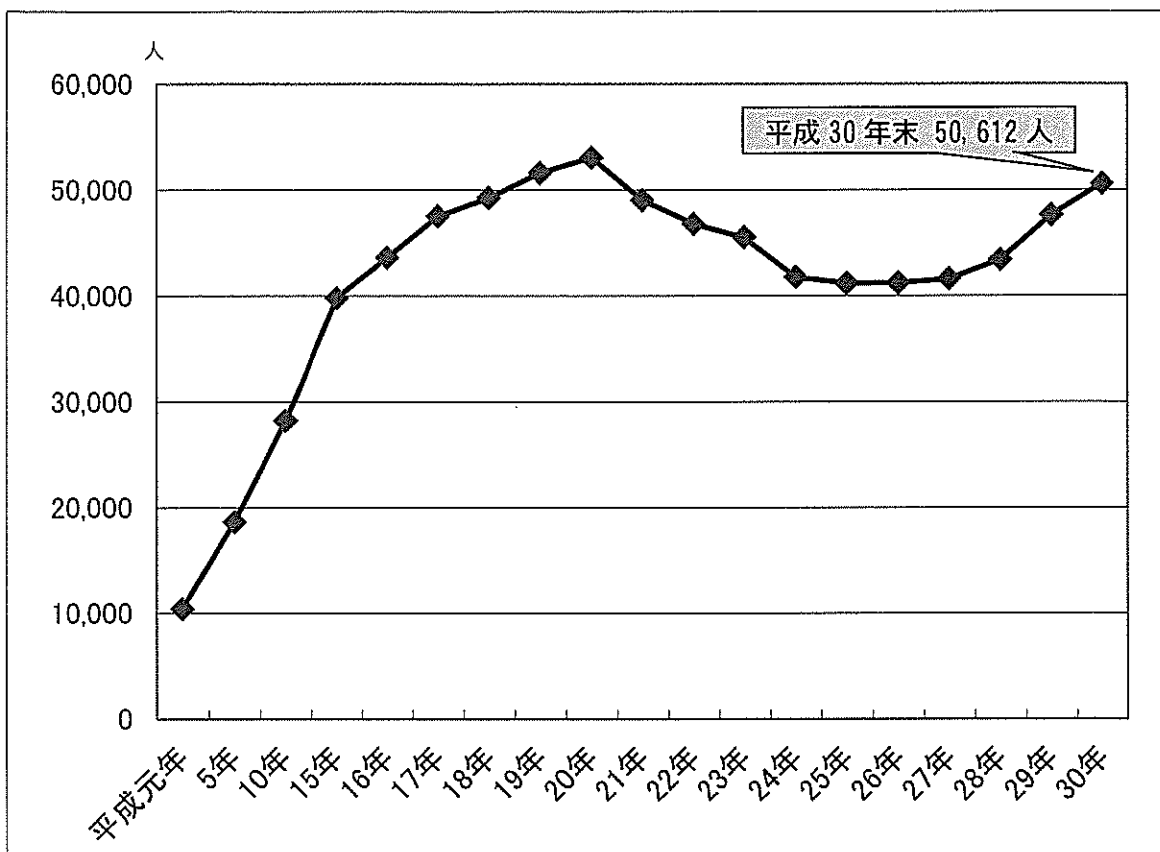
外国人住民が必要な情報を迅速に入手できるよう、県多言語ホームページで提供する行政・生活情報のさらなる内容の充実を図るとともに、国際交流の機会等を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。

(3) 生活支援

外国人住民の生活、就労、教育などのさまざまな相談に対応する窓口を新たに設置するとともに、市町や国、関係団体、企業等と連携し生活支援に取り組みます。

また、医療通訳者の計画的な育成、災害時に外国人住民を支援する人材の育成など、外国人住民の安全で安心な暮らしに向けた支援を進めます。

図：三重県内の外国人住民数の推移（県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課調べ）



表：平成30年末 国籍・地域別外国人住民数（ダイバーシティ社会推進課調べ）

順位	国籍・地域	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	12,879人	25.4%	▲114人	▲0.9%
2	中国	7,938人	15.7%	204人	2.6%
3	フィリピン	6,904人	13.6%	350人	5.3%
4	ベトナム	5,960人	11.8%	1,628人	37.6%
5	韓国	4,413人	8.7%	▲23人	▲0.5%
	その他	12,518人	24.8%	902人	7.8%
	三重県計	50,612人	100.0%	2,947人	6.2%

7 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

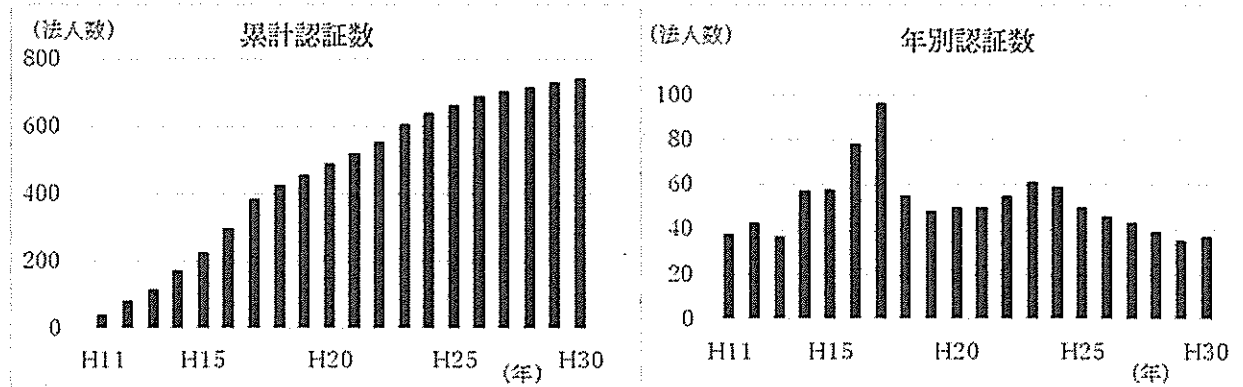
ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が認証しているNPO法人は、平成30年度末で743法人あり、その活動内容は、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで「まちづくり」や「子どもの健全育成」が多くなっています。

しかしながら、収入規模では500万円未満の法人が50.8%と、財政力の脆弱な法人が多い状況です。

NPO法人認証数



収入規模別NPO法人割合 (%)

	H29	H30	差
500万円未満	51.3	50.8	-0.5
500～1000万円	9.1	8.8	-0.3
1000～5000万円	28.5	28.0	-0.5
5000万円以上	11.1	12.4	1.3

各NPO法人の事業報告書（平成30年提出分）より

2 課題

(1) NPOの運営基盤の強化

NPOがさまざまな分野でより良い地域社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解、参画や支援が十分には進んでいない状況です。

そうしたこともあって、県内のNPOは資金、人材、情報発信力等の運営基盤が脆弱で、NPOを取り巻く環境や課題も多様化、複雑化していることなどから、中間支援団体(※1)等とともに、NPOが抱える諸課題に対し専門的な支援をする必要があります。

※1 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体

(2) 災害ボランティア支援の体制強化

県は、NPOや県社会福祉協議会等と「みえ災害ボランティア支援センター(※2)」の運営に参画し、平成30年度は、西日本豪雨による被災地支援のためにボランティアバスの運行等を実施したほか、ボランティアの円滑な受入れに向けた「現地協働プラットフォーム(※3)」の機能の構築に係る研修会等を北勢地域で開催しました。

今後、みえ災害ボランティア支援センターの組織強化、NPO等による速やかな支援活動の実施、他地域の市町における「現地協働プラットフォーム」の機能構築を進めていくことが必要です。

※2 三重県地域防災計画に位置づけられ、災害時に各市町に設置される現地災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う。

※3 市町、市町社会福祉協議会やNPO等の災害支援活動を行う団体が情報共有・連絡調整するための連携の場。市町単位や複数市町にまたがって構築される。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

NPOの運営基盤を強化し、NPOによる地域社会づくり活動の充実・強化を図るため、セミナーの開催、中間支援団体の機能強化、中間支援団体とNPOとの交流・連携に取り組みます。

同時に、NPO活動に対する県民の皆さんの理解や参画が進むよう、中間支援団体等と連携して「市民活動・NPO月間(※4)」を中心とした効果的な情報発信などに取り組みます。

※4 県民の皆さんの市民活動に対する理解と参加を促すため、平成25年度から12月を「市民活動・NPO月間」として、集中的に啓発活動を行っている。

(2) 災害ボランティア支援の体制強化

大規模災害発生時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、NPOや県社会福祉協議会等と連携し、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制の充実やNPO等が迅速に活動できる体制の整備を進めるとともに、市町、市町社会福祉協議会、NPO等と連携して、「現地協働プラットフォーム」の機能構築のための実践的な訓練などを行い、災害ボランティア支援体制の強化に取り組みます。

8 ダイバーシティ社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

本県におけるダイバーシティ社会※の実現をめざし、平成29年12月に都道府県初となるダイバーシティ社会推進のための県の方針「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定しました。

※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

※ダイバーシティ

ダイバーシティ (diversity) は日本語に訳すと多様性です。「ダイバーシティみえ推進方針」では、違った個性や能力を持つ一人ひとりが、よい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出すという意味で捉えています。

<県の推進方針の概要>

一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることは、個人や社会にとってプラスであるという考え方(ダイバーシティの考え方)や、一人ひとりの行動を促す6つの視点(ダイバーシティの視点)、県の取組展開の方向性などを示しています。

(参考:別紙1 「ダイバーシティみえ推進方針」の概要)

<県庁内推進本部>

ダイバーシティ社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップに各部局長をメンバーとする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を平成29年4月に設置し、推進方針の策定とともに、部局間の連携を進めています。

2 課題

ダイバーシティという言葉の認知度はまだ低く、まずは県民の皆さんにダイバーシティの考え方を広めていくことが必要です。

また、ダイバーシティ社会の実現のためには、地域社会全体での息の長い取組が重要であり、推進方針においては、今後の県の取組展開の方向性として、3つの推進の柱を掲げて取り組むこととしています。

<3つの推進の柱>

- ① 「ダイバーシティの考え方の浸透 ～考え（意識）を変える～」
 - ・ダイバーシティへの理解促進
 - ・人権意識や男女共同参画意識の向上
 - ・障がい者の権利擁護、性的指向・性自認についての理解促進 など
- ② 「交流・支え合いによる進化 ～行動を変える～」
 - ・子どもの育ち応援、高齢者の社会参加活動の促進、障がい者の自立・共生
 - ・多文化共生、防災、スポーツ
 - ・バリアフリー観光、ユニバーサルデザインのまちづくり など
- ③ 「参画・活躍に向けた変革 ～仕組みを変える～」
 - ・働き方改革や農林水福連携
 - ・特別支援学校就労推進 など

3 今後の取組方向

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県の推進本部等の機能を活用しつつ、ダイバーシティの視点から庁内横断的に取組を展開するとともに、ダイバーシティの考え方の浸透を図る取組を実施します。

<ダイバーシティの考え方の浸透を図る取組等について>

平成30年度は、「ダイバーシティ社会推進事業」として、5月に推進キックオフイベント「ダイバーシティみえトークイベント」を開催（津市内）するとともに、年間を通じ、ダイバーシティに係るさまざまなテーマを設定し、ワークショップを5回開催（「気づき合う講座 ダイバーシティ・スイッチ」）するなど、県民の皆さんと多様な社会について一緒に考える機会を持ちました。今後も、県民の皆さんに対して、ダイバーシティの考え方の浸透を図っていきます。

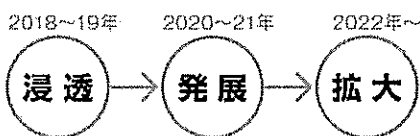
また、人権尊重およびダイバーシティ推進に係る職員向けの取組の一つとして、平成31年2月に、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認に関する職員としての基本的な姿勢・行動6か条などをまとめた「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」を作成したところであり、今後も、職員研修等を通じ、職員が多様な性的指向・性自認について理解を深め、適切に行動していけるよう取り組んでいきます。

（参考：別紙2 職員としての姿勢・行動6か条「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」より）

「ダイバーシティ^{きりり}みえ推進方針」ともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を 三重から起こす

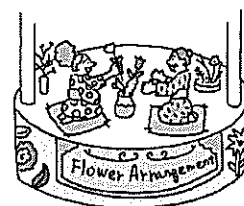
多様性を尊重し受け入れる素地がある
という強みを生かし、チャレンジ!



実現を
めざす

めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり
違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」



ダイバーシティは プラスであるという考え方

「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

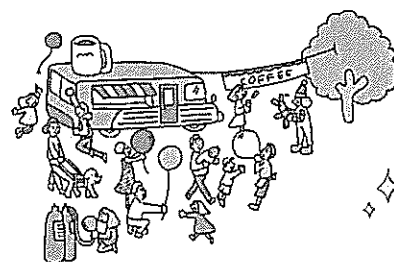
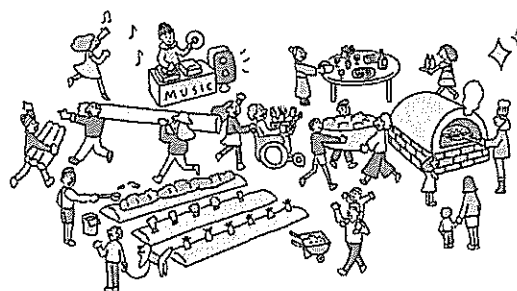
- ① 違いを互いに受け入れる → 能力発揮
- ② 違うことに価値を見いだす → 価値観・世界観の広がり
- ③ 違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)

発想の転換や見直し

(ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点1 違いを知ること、伝えること
- 視点2 交流を増やすこと
- 視点3 互いに支え合うこと
- 視点4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6 違った目線、考え方を力とすること



今後の取組展開

～3つの推進の柱～

ダイバーシティの考え方の浸透
～考え(意識)を変える～

交流・支え合いによる進化
～行動を変える～

参画・活躍に向けた変革
～仕組みを変える～

多様な性のあり方を知り、行動するため
～ 職員としての姿勢・行動 6か条 ～

第1条 性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることである。多様な性的指向・性自認（SOGI）についての正しい知識を身につけ、理解を深める

性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることであるため、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）に関する知識を持ち、LGBT等の当事者の存在や悩みに気づくことが大切です。“知ることは、変わるための第一歩”です。より関心を持ち、書籍を読む、研修に参加することなどにより、正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

第2条 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする

周囲にLGBT等の当事者が“いない”のではなく、“本人が言えない”“見えていない”だけかもしれない。例えば、性的指向や性自認などについて面白がって話すようなことをしない、性別を決めつけられないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

第3条 カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止める。アウティングは絶対にしない

カミングアウトや相談を受けた際には、例えば、打ち明けてくれてありがとうと伝える、何に困っているのかをしっかりと聴くなど、LGBT等の当事者本人の思いを受け止めることが大切です。また、プライバシーに配慮することも必要です。当事者本人の性的指向や性自認について、周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取った上で行うこととし、本人の了承なく、周りの人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。本人の思いを真摯に受け止める姿勢、寄り添う姿勢で対応しましょう。

第4条 子どもは成長に伴い、性的指向や性自認が変わることを認識し、温かく見守るとともに、深く悩むことがあるため、子ども一人ひとりに向き合う

子どもは成長に伴い性的指向や性自認が変わるなどの揺らぎがあり、温かく見守ることが重要です。「慌てず、騒がず、否定せず」が対応の基本です。また、性的指向や性自認のあり様が他の人と違うことが、いじめのきっかけになったり、自殺念慮などのリスクにつながったりすることがあります。深く悩んでも、家族に相談できないことがほとんどであるため、悩んでいる子どもが相談できる環境づくりや、子どもへの情報提供が重要です。日頃から子どもと接する機会が多い職場で働く職員は、子どもたちの中にも悩んでいるLGBT等の当事者がいることを念頭に置いて一人ひとりに向き合いましょう。

第5条 来客対応等において、名前や性別に関する情報は慎重に扱う

名前から想定される性別と見た目が異なるため、名前を呼ばれることを避けたい人もいます。例えば、名前・性別をなるべく言わない、電話の声質で性別を判断しないなど、普段から名前や性別に関する情報は慎重に扱きましょう。また、家庭環境等を尋ねる場合、パートナーが異性であるとは限らないことも念頭に置いておきましょう。

第6条 担当業務において、LGBT等の当事者が困難を感じることはないか考える

家庭や職場などでの日常生活の中で、あるいは災害時などに、LGBT等の当事者が困難や不都合を感じることはないか、それらにどう対応できるか、各自が担当する業務において考えましょう。

9 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

県の交通安全の取組としては、「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（両計画の期間：平成28年度～令和2年度）に基づき、県民の皆さんをはじめ市町、警察、事業者、関係機関・団体等と連携・協働した各種交通安全対策を通じて、交通事故ゼロ、飲酒運転^{ゼロ}（ゼロ）の安全なまちづくりを進めています。

(1) 交通事故情勢

県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向にあり、平成30年中の死者数は過去最少であった前年から1人増加の87人となりました。

なお、平成31年は4月末現在で19人、前年同期比9人の減となっています。

平成30年中の交通死亡事故の主な特徴としては以下のとおりです。

① 高齢者が6割以上を占める

- ・高齢者は57人（構成率65.5%）
- ・自転車乗用中、歩行中の交通弱者が32人（構成率56.1%）

② 交通弱者（歩行者・自転車乗用者）が約5割を占める

- ・交通弱者は39人（構成率44.8%）、前年（41人）より2人減

③ シートベルト非着用者が約5割を占める

- ・四輪乗車中の死者35人中、シートベルト非着用者は19人（非着用率54.3%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は12人と推定

(2) 飲酒運転事故の現状と根絶に向けた取組

飲酒運転が絡む人身事故は、長期的に減少していますが、平成30年中の飲酒運転事故件数は42件と前年から8件増、うち死亡事故件数は3件と前年から2件減となりました。

平成26年制定の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」に基づき、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知や勧告、規範意識の定着のための教育や啓発活動等に取り組んでいますが、いまだ根絶には至っていません。

2 課題

(1) 交通事故の防止

- ① 平成30年交通事故死者数に占める高齢者の割合は6割以上となっており、平成31年（4月末現在）は19人中9人（47.3%）を高齢者が占めるなど、依然として高い割合となっていることから、高齢者一人ひとりの心に安全意識が浸透する効果的な広報啓発が必要です。また、運転に不安を感じる高齢者等の運転免許証自主返納の促進に向けた取組も必要です。
- ② 歩行者や自転車乗用者の事故防止のため、子どもや高齢者に対する交通安全教育・啓発を重点的に推進する取組が必要です。
- ③ 平成30年四輪乗車中死者数に占めるシートベルト非着用者の割合が5割以上であったことから、シートベルト着用率の向上に向けた対策が必要です。

(2) 飲酒運転の根絶

悪質な飲酒運転は後を絶たない状況にあることから、引き続き、関係機関・団体と連携し、規範意識の定着に向けた教育・啓発を行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底と受診しやすい環境づくりを進める必要があります。

3 今後の取組方向

「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体等と連携し、効果的な広報啓発活動に取り組みます。

(1) 交通死亡事故等の防止

①高齢者対策

県内自動車学校と連携した交通安全意識啓発活動、メールマガジン配信など直接高齢者に働きかける取組を展開します。

また、三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型の交通安全教育により身体機能低下の自覚を促すとともに、市町との連携によるパーク・アンド・バスライド方式による高齢者重点プログラムを引き続き実施していきます。

県ホームページ「運転免許証自主返納サポートみえ」において、運転免許証の返納者に対するバス料金や施設利用料金の割引等の優遇措置について周知を行い、運転に不安を持つ高齢運転者等が免許証を自主的に返納しやすい環境づくりに努めます。

②交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の事故防止

四季の交通安全運動等を通じて、関係機関や団体とも連携しながら、広報啓発活動に取り組むとともに、交通安全研修センターにおいて、子どもや高齢者を中心に各種シミュレータ等の交通安全教育機器を活用した交通安全教育を実施します。

③シートベルト着用の徹底

四季の交通安全運動等の機会を通じて関係機関・団体と連携しながら、後部座席を含めたシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図ります。

(2) 飲酒運転0（ゼロ）をめざす取組

「三重県飲酒運転^{ゼロ}0をめざす条例」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}0をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体等と連携し、「飲酒運転0（ゼロ）宣言事業所」の募集・公表を行うほか、県内大型商業施設等での啓発活動に取り組みます。

また、再発防止のためのアルコール依存症の受診促進を図るため、指定医療機関（平成31年4月末：32機関）の追加指定や、飲酒運転とアルコール問題相談の充実など、引き続き、受診しやすい環境づくりに努めるとともに、関係部局と連携し、アルコール健康障害の早期発見・早期介入により飲酒運転0（ゼロ）をめざします。

交通事故発生状況

区 分	第8次県交通安全計画期間		第9次県交通安全計画期間					第10次県交通安全計画期間		
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
総事故件数（件）	60,399	63,005	62,436	63,642	64,706	62,442	61,674	61,032	61,905	60,572
人身事故件数（件）	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687
うち死亡事故（件）	109	125	89	93	90	109	86	83	83	82
死者数（人）	112	135	95	95	94	112	87	100	86	87
うち高齢者（人）	65	71	53	48	49	37	37	52	37	57
（構成率） %	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%	43.0%	42.6%	52.0%	43.0%	65.5%
負傷者数（人）	15,126	14,878	13,813	13,287	12,885	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136
死傷者数（人）	15,238	15,013	13,908	13,382	12,979	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223
物損事故件数	49,027	51,730	52,016	53,487	54,902	54,342	54,505	54,994	56,464	55,885

10 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪情勢等

平成14年に戦後最多（47,600件）を記録した県内の刑法犯認知件数は、平成16年10月「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行以降、県民意識の高まりや、地域による自主防犯活動の取組、防犯設備等の普及等により、減少傾向を示し、平成30年は平成以後最少（11,247件）を記録しています。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年の23団体から、平成30年は671団体と大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動等が展開されています。

(2) プログラムの推進（別紙参照）

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、体感治安の悪化など県民の不安解消には至っていないことから、さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進するため、平成29年1月「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を策定しました。

プログラムに基づき、県内各地（18警察署単位）でさまざまな主体と意見交換等を行う「座談会」をはじめ、機会を捉えて、県民・事業者等に対するプログラムの周知やアクションの喚起、ネットワーク構築への支援を行っています。

2 課題

(1) 犯罪等に対する県民の不安

県が平成31年1月に実施したアンケート調査結果では、「3年前と比較して治安が悪くなった」と感じる方が「良くなった」と感じる方より8.4%高い割合を示すなど、依然として子ども・女性・高齢者等に対する犯罪をはじめとする犯罪等への県民の不安は解消されていません。

(2) 次期プログラムの策定

現行プログラムが令和元年度末で終期を迎えることから、これまでのプログラム推進における成果と課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢等の傾向等をふまえ、次期プログラムを策定する必要があります。

3 今後の取組方向

(1) プログラムの推進

従来の地域の防犯活動等をけん引する「地域版リーダー」の養成に加え、新たにフォローアップや各市町のリーダー同士が意見交換等を行う機会を設けるなど、県内各地域でリーダーが活躍できるような環境整備を進めます。

また、県民・事業者等の各主体と課題や方向性等を共有する場としての「県民大会」や地域の要請に応じる「出前講座」等において、さまざまな活動事例の紹介とともに、プログラムのさらなる浸透を図ります。

とりわけ、犯罪等への県民の不安解消のためには、基礎的自治体である市町の協力が欠かせないことから、適切な役割分担をふまえつつ、これまで以上に市町と緊密に連携してプログラムの具現化を進めます。

(2) 次期プログラムの策定

① 策定の体制

令和2年度以降の安全で安心な三重の実現に向けた取組の方向性や重点テーマ等について、外部有識者等で構成する「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」で意見を聴取するとともに、市町、警察、関係部局等とも議論しながら次期プログラムを策定します。

② 策定のスケジュール（案）

5月	第1回推進会議（有識者等会議）（骨子案の審議）
6月	環境生活農林水産常任委員会（骨子案の説明）
8月	第2回推進会議（有識者等会議）（中間案の審議）
10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
10～11月	パブリックコメントの実施
11月	第3回推進会議（有識者等会議）（最終案の審議）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
1～2月	プログラム公表・パンフレット等の作成
3月	キックオフ（県民大会）

[平成29年1月13日策定]

計画の趣旨

<背景>

- 県内の刑法犯認知件数がピーク時から7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方で、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。
- 伊勢志摩サミット後も、お伊勢さん菓子博2017や高校総体、三重とこわか国体の開催などにより、多くの人びとの来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められています。

<伊勢志摩サミットの「レガシー」を発展させる>

- サミットの開催は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運の高まりなどの「レガシー」を三重にもたらしました。
- このようなサミットのレガシーを得た今こそ、それを引き継ぎ発展させて、県として県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、計画を策定しました。

<位置づけ>

- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の中で、県を挙げて県民等さまざまな主体と協創し、防犯と交通安全のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

計画期間：令和元年度末まで

刑法犯認知件数の推移（三重県）

年度	件数
H18	28,103
H19	25,964
H20	25,348
H21	25,540
H22	23,425
H23	22,215
H24	21,493
H25	19,726
H26	17,550
H27	15,178

交通事故死者数の推移（三重県）

年度	人数
S38	283
S40	268
S44	352
S46	299
S50	178
S54	158
S58	245
S62	283
H3	230
H7	192
H9	204
H11	174
H15	112
H17	95
H19	94
H21	87
H23	112
H25	94
H27	87

刑法犯認知件数、交通事故死者数は、ともに減少傾向にありますが、計画策定のために実施した県民意識調査結果からは、空き巣やひったくり等の犯罪や、子ども・女性に対する犯罪等に脅威を感じる人が多くいることなどがわかりました。

めざす姿 「県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重」

県民、事業者、市町など、さまざまな主体と協創

<計画期間中の基本目標>
 刑法犯認知件数：15,178件(H27)→15,178件未満(H31)
 交通事故死者数：87人(H27)→60人以下(H31)

<進捗管理>
 毎年度、庁内各部局からなる「連絡会議」で進捗状況等を確認した上で、進捗状況を広く県民等に共有し、外部有識者等からなる「推進会議」等で意見を聞き、改善を図る

3つの「基本方針」

意識づくり
～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり
～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり
～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～

7つの「重点テーマ」

- ① 犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- ② 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ③ テロ対策を推進する
- ④ IT社会における安全・安心を確保する
- ⑤ 薬物乱用を防止する
- ⑥ 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- ⑦ 犯罪被害者等支援策を充実させる

犯罪等に関する状況や、県民の皆さんの意識をもとに、左の7項目を「重点テーマ」とし、それぞれが互いに横断的なものであることを意識しながら重点的に推進していきます。

各テーマでは、県民・事業者の皆さんに期待する“アクション”を具体的に例示しています。また、関連する県の取組方向を挙げ、進捗を測る目安として、活動指標を掲げています。

①PR、②アクションの喚起、③県民・事業者独自のアクションの収集と横展開の3ステップで、計画を‘道具’として協創を進めながら、計画自体を進化させていくことを想定しています。

1 1 三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 経緯

犯罪被害者やその家族および遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成 31 年 3 月 18 日に「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を公布し、同年 4 月 1 日に同条例を施行しました。

同条例第 9 条において「犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため犯罪被害者等支援に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする」と規定されており、犯罪被害者等に対する支援が犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されるよう推進計画を策定します。

2 課題

(1) 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害者等は、被害にあったことにより、生命、身体、財産等に直接的な被害を受けるのみならず、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられる再被害や再被害を受けるかもしれないという恐怖、不安に苦しめられることがあります。また、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、誹謗中傷、過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失等といった二次被害にも苦しめられる場合もあります。

条例制定にあたって実施した犯罪被害者等実態調査の結果では、63%の方が「収入が減り、生活が苦しくなった」、67%の人が「事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた」と回答しており、事件後、犯罪被害者等が経済的な困窮に直面していることがわかりました。

また、「不眠、食欲減退などの症状が 1 か月以上続いた」「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」「無力感に苛まれた」と多くの方が回答しており、心身に不調をきたしている様子が窺えます。

必要な支援について尋ねたところ、支援サービスに関する情報提供を求める意見が最も多く見受けられました。

(2) 犯罪被害者等への支援

こうしたことから、経済的な支援や心身に受けたダメージの回復に向けた支援など、多岐にわたる支援や、犯罪被害者等の立場に立った、支援サービスに関する情報の提供が必要です。

また、犯罪被害者等の受けた被害の内容はさまざまであり、加えて、再被害、二次被害を受けるおそれの有無や、犯罪被害者等の年齢、家庭の状況等、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。こうした犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援が推進される必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 計画策定・推進の体制

犯罪被害者等の支援に関する施策は多岐にわたることから、幅広い分野からの意見を聴取し、総合的に犯罪被害者等支援施策を推進することが重要です。

このため、条例制定時に意見を求めた犯罪被害者等支援条例検討懇話会の委員および県内の犯罪被害者等支援に携わる機関を構成員として「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を設置し、意見を求めながら計画を策定します。

加えて、従前の県関係部局、県警察本部、県教育委員会を構成員とする「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」や市町担当者を構成員とする「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」において、引き続き情報共有を図るとともに、県関係部局、関係機関、医療・司法関係団体、警察関係法人等を構成員とする「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」(事務局：県警察本部広聴広報課)とも連携し、犯罪被害者等支援の推進体制の整備を進めます。

また、今年度は、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」検討会議において、犯罪被害者等支援施策について検討課題とすることとしており、県内どこにあってでも等しく、途切れない支援が実施されていくよう市町との連携を図ることとしています。

(2) 計画策定のスケジュール(案)

5月	第1回推進協議会の開催(骨子案の審議)
6月	環境生活農林水産常任委員会(骨子案の説明)
8月	第2回推進協議会(中間案の審議)
10月	環境生活農林水産常任委員会(中間案の説明)
10月～11月	パブリックコメントの実施
11月	第3回推進協議会(最終案の審議)
12月	環境生活農林水産常任委員会(最終案の説明)
	計画策定・公表

1 2 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 社会の状況

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、ICT等の技術の革新・高度化に伴い、商品・サービス、商取引の多様化・複雑化が一層進むと同時に、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されています。

(2) 県の取組状況

県消費生活センターを県内消費者行政の中核センターと位置づけ、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育・消費者啓発や事業者指導に取り組んできたほか、国の交付金等を活用することにより、市町における消費生活相談体制の整備を支援してきました。現在、全市町に消費生活相談窓口が設けられており、そのうち、11市3町で消費生活相談員が配置されています。

県消費生活センターにおける相談件数は減少傾向にありますが、相談件数に占める高齢者(60歳以上)の割合は、年々増加しており、平成30年度には4割を超えました。

2 課題

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターが、複雑化・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約等において、中核センターとしての役割を継続して発揮していくことが必要です。

また、市町における消費生活相談については、相談日の拡充や新たな相談員の配置などの相談体制の充実を、引き続き市町に働きかけていくことが必要です。

(2) 消費者教育・消費者啓発の充実

商品・サービス、商取引の多様化・複雑化に伴う新たな消費者トラブルや悪質商法による被害を未然に防止するための啓発を引き続き行うとともに、消費者トラブルが潜在化している可能性もあることから、消費者ホットライン「188(いやや!)」をはじめとした相談窓口に関する一層の周知が必要です。

また、令和4年4月から、民法の成年年齢の引き下げが施行されるため、教育機関等と連携し、若年者に対する取組を強化していくことが必要です。

(3) 事業者指導の取組

悪質な事業者による商取引の被害が依然として発生しており、国や他県および警察等関係機関との連携を一層強化し、事業者の監視・指導に取り組むとともに、商品・サービスに係る表示の問題も発生していることから、引き続き関係部局等と連携し、事業者指導や啓発を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの相談員に研修の機会を提供するとともに、市町相談員を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。

また、消費生活相談員資格所有者の確保や市町への情報提供にも取り組むとともに、国の交付金等を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう、市町に働きかけます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、市町等多様な主体と連携しながら、出前講座や講演会等さまざまな手法で啓発を行います。

また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けて、地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」を引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上に向けた取組を市町と連携して推進します。

さらに、成年年齢の引き下げを見据え、学校等の教育機関との連携を図り、若年者への消費者教育・消費者啓発に取り組んでいきます。

(3) 事業者指導の取組

特定商取引法、景品表示法等に基づき、的確に事業者指導を行っていきます。

また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

事業者指導においては、国や東海4県（愛知県・岐阜県・静岡県・三重県）で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」、「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて、連携して効果的な指導に努めるとともに、法改正の動向等も注視しながら取組を進めます。

(4) 「三重県消費者施策基本指針」の改定

「三重県消費者施策基本指針」が令和元年度末で終期を迎えることから、消費者を取り巻く社会環境の変化や新たな課題に対応するため、当基本指針の改定を行います。

【改定のスケジュール（案）】

6月	環境生活農林水産常任委員会（基本的な考え方の報告）
8月	三重県消費生活対策審議会（骨子案の審議）
10月	環境生活農林水産常任委員会（骨子案の説明）
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
12～1月	パブリックコメントの実施
2月	三重県消費生活対策審議会（最終案の審議）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

(参考)

1 市町の相談窓口状況 (平成31年4月1日現在)

- ・消費生活相談窓口の設置 全市町
- ・消費生活センター設置 5市 (津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、亀山市 [鈴鹿市と亀山市は広域連合で1センターを設置])
- ・消費生活相談員配置 11市3町 (上記センター設置5市、松阪市、桑名市、名張市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、東員町、明和町、玉城町)

※消費生活相談員の配置日数には、週5日の配置から、月1日の配置まで、市町によって幅がある。

※上記市町以外は職員で対応

(参考)

市町相談件数：26年度 7,331件、27年度 7,443件、28年度 7,088件
29年度 8,458件、30年度 7,812件

2 三重県消費生活センターにおける相談件数

(件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受付件数	4,056	2,753	2,487	3,056	2,586
対前年増減	▲274	▲1,303	▲266	569	▲470
増減率	▲6.3%	▲32.1%	▲9.7%	22.9%	▲15.4%
うち問い合わせ等を除く件数	3,861	2,577	2,342	2,917	2,487
60歳以上の相談	1,190	795	752	1,091	1,004
全体に占める割合	30.8%	30.8%	32.1%	37.4%	40.4%

注：60歳以上の相談件数および割合は、問い合わせ等を除いた件数に係る数値

[平成30年度 相談件数上位3位]

前年比

- 1位 商品一般 (はがきによる架空請求、商品を特定できない相談) 401件 ▲116件
- 2位 デジタルコンテンツ (アダルト情報サイト、出会い系サイト
などの登録料金、使用料金等の不当・架空請求) 254件 ▲213件
- 3位 健康食品 (通信販売による定期購入など不要な健康食品の解約) 106件 + 20件

3 事業者指導の実績

(1) 特定商取引法に基づく行政処分・行政指導

年度	件数	内訳
26	3	学習教材販売（愛知県と合同）、住宅リフォーム、結婚相手紹介
27	3	印鑑販売（愛知県・岐阜県と合同）、住宅リフォーム、浄水器販売（岐阜県と合同）
28	2	ミシン販売、学習教材販売・家庭教師派遣（静岡県と合同）
29	2	寝具販売、水漏れ修理（岐阜県と合同）
30	2	電気小売（愛知県・岐阜県と合同）、エステ（静岡県と合同）

(2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導

年度	件数	内訳
26	1	通信事業
27	1	住宅リフォーム
28	1	放送・コンテンツ
29	0	該当なし
30	2	電気小売、エステ

(3) 景品表示法に基づく行政指導等

年度	件数	内訳
26	7	農産物販売店、食品スーパー3件、食肉販売、レストラン、製茶
27	4	弁当宅配、食品流通センター、ホテル、菓子店
28	5	食品流通センター2件、リサイクルショップ、宝飾店2件
29	11	食品販売3件、一般小売3件、飲食店3件、葬祭業、社会福祉施設
30	4	食品販売2件、学習塾、専門サービス業

1 3 地球温暖化対策の推進について

1 現状（概要）

平成 27 (2015) 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、平成 28 (2016) 年 11 月に発効し、国際社会は、脱炭素社会に向けて大きく舵を切りました。

県では、「三重県地球温暖化対策実行計画（平成 24 年 3 月）」を策定し、令和 2 (2020) 年度における県域の温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 2 (1990) 年度比で 10% 削減することとしており、「三重県地球温暖化対策推進条例（平成 26 年 4 月施行）」に基づき、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組を総合的に推進しています。

さらに、平成 30 年 12 月 1 日に気候変動適応法が施行されたことを受け、気候変動影響に対する「適応」の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいます。

三重県域からの温室効果ガス排出量（森林吸収量除く）は、基準年度である平成 2 (1990) 年度以降、平成 19 (2007) 年度には基準年度比 17.5% 増となりましたが、その後減少に転じ、直近の確定値である平成 28 (2016) 年度には、基準年度比 1.5% 増となっています。また、排出量の 94% を占める二酸化炭素でみると、排出割合が最も多い産業部門では、基準年度比 4.1% 減と削減が進んでいますが、民生業務その他部門（オフィス、店舗等）と民生家庭部門については、排出割合が低いものの、それぞれ基準年度比 80.4%、5.4% の増となっており、一層の削減取組が必要となっています。

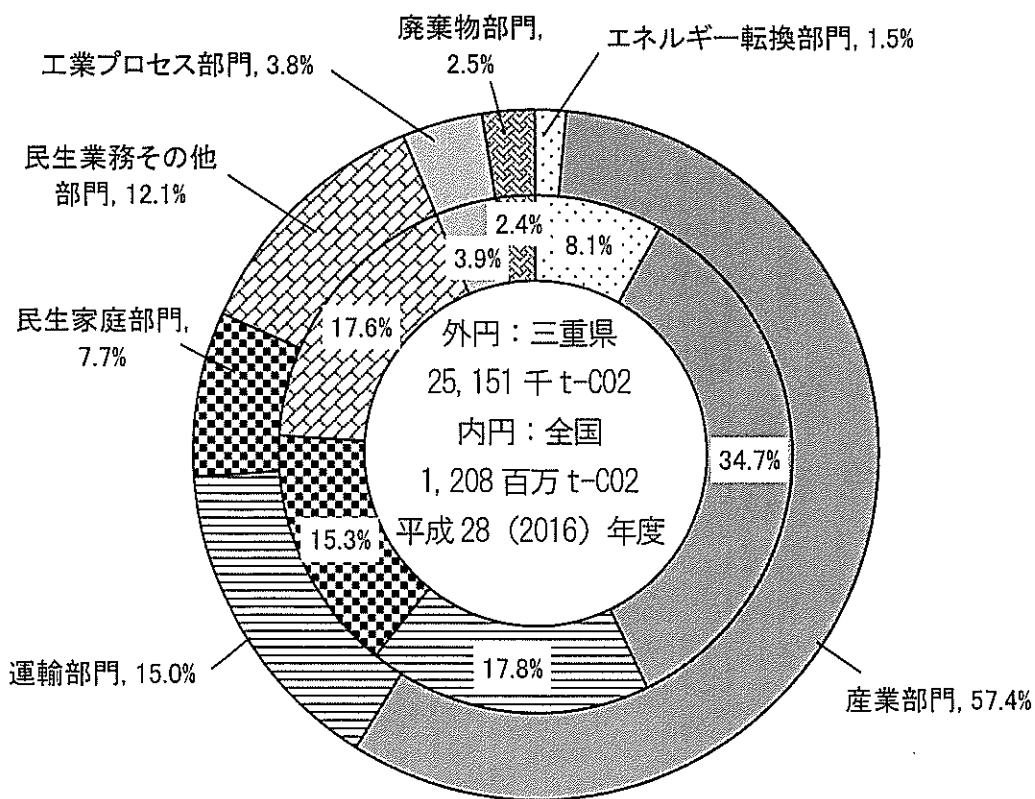


図 三重県および全国の二酸化炭素排出量の部門別構成比（平成 28 (2016) 年度）

2 課題

温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組の促進には、県民、事業者等さまざまな主体が自ら率先して削減に努めるよう、環境行動の定着につながる取組が重要です。

また、世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、真夏日の年間日数の増加や作物への影響等が現れてきており、気候変動影響と「適応」に関する理解を促進するため、普及啓発が一層必要となってきました。

地球温暖化対策としての「緩和」と「適応」の推進は、多様な主体との連携や協創により、息の長い活動として展開していく必要があります、地域と一体となった取組を促進していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 温室効果ガス排出削減の取組の推進

①事業者の取組の促進

産業部門や民生業務その他部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度や小規模事業所向けの環境マネジメントシステムであるM-EMSの普及等により、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組を促進します。

②県民の取組の促進

民生家庭部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動を支援するとともに、地球温暖化防止活動推進センター、環境学習情報センター、市町、学校等さまざまな主体と連携し、環境講座等を通じた環境教育や、環境フェアでの普及啓発により、省エネ等の取組を促進します。

③県庁の取組

省エネ・節電の取組として、一斉消灯を行うライトダウンやクールビズ等を率先して実行するとともに、県内事業者等にもこれらの取組への参加を呼びかけます。

(2) 多様な主体との連携や協創による低炭素社会づくりの推進

①地域と連携した低炭素社会づくりの推進

電気自動車等を活用した低炭素社会づくり等の取組を県内各地に広げるため、市町と県で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を活用し、電気自動車等の普及や、家庭や事業所におけるLED照明等の導入による省エネ等の取組を促進します。

②事業者、県民との協創の取組

三重県バス協会や県内事業者と連携した「みえエコ通勤デー」の取組により、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促し、二酸化炭素の排出削減につなげます。

(3) 気候変動影響への「適応」に関する取組の推進

三重県気候変動適応センター（平成31年4月1日、（一財）三重県環境保全事業団開設）を拠点として、本県における気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集、分析等を進めるとともに、県民や事業者等の理解を深めるため、さまざまな気候変動影響や気候変動適応に関する最新情報を提供していきます。

1.4 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 33 か所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。

平成 30 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびPM2.5（微小粒子状物質）について、全ての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況です。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていません。

県北部では、大気汚染防止法の総量規制地域等（四日市市、朝日町、川越町）と自動車NO_x・PM法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は7年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

PM2.5 や光化学オキシダントの予報等発令について、平成 30 年度は光化学スモッグの注意報を1回、予報を3回行いました。光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成が困難な状況です。

二酸化窒素は、全ての測定局で環境基準を達成していますが、総量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況です。今後も総排出量の増加について注視していく必要があります。

自動車NO_x・PM法対策については、令和2年度までに対策地域において環境基準を確保することを目標とした基本方針*が国から示されています。これまでのところ測定局での環境基準は達成している状況ですが、地域全体でも確保するため、今後も二酸化窒素等の総量削減状況を確認していく必要があります。

※基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月閣議決定）

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5 や光化学オキシダントの濃度が上昇した際は、予報等発令するなど迅速な情報提供に努めます。

また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減指導を行います。

自動車NO_x・PM法対策については、国の基本方針の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準が確保できない場合、その対応を検討します。

2 水環境について

(1) 現状

① 公共用水域の状況

平成 29 年 6 月に県が策定した第 8 次水質総量削減計画等に基づき、排水対策に取り組んでいるところです。県内の河川(47 河川 62 水域) および海域(4 海域 8 水域)における水質の常時監視の結果、平成 30 年度の河川(BOD)、海域(COD)における環境基準達成率(速報値)は、それぞれ 94%(58 水域/62 水域)、25%(2 水域/8 水域)でした。

② 生活排水処理の状況

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めた結果、平成 29 年度末の生活排水処理施設の整備率は 84.4%となりました。本県では、浄化槽による整備率が 25.2%(平成 29 年度末)と、全国平均の 9.2%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

平成 24 年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物対策を進めているところです。伊勢湾内に漂着するごみは、三重県に限らず伊勢湾流域圏全体から発生しています。このことから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、海岸漂着物対策検討会を設置(平成 24 年 4 月)しました。同検討会において、関係機関が協力し、海岸漂着物問題の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策を推進しています。

また、海岸漂着物対策に係る国の補助金を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を行うとともに、市町等が実施する事業に対し補助をしています。

(2) 課題

① 伊勢湾等公共用水域の水質保全

河川における環境基準達成率(BOD)は、平成 17 年度以降、90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の中でも特に閉鎖性海域である伊勢湾(愛知県を含む)の環境基準達成率(COD)は、近年 40~60%で推移しており、依然として貧酸素水塊が広範囲で発生していることから、引き続き、水環境改善の取組を進めていく必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均の90.9%（平成29年度末）と比べると依然として低い状況（84.4%）にあり、生活排水処理未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を行っているところですが、海岸漂着物対策をより促進していくためには、行政だけでなくNPOや民間団体等多様な主体が連携して、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要です。

(3) 今後の取組方向

① 伊勢湾等公共用水域の水質保全

第8次水質総量削減計画において、新たにきれいで豊かな海という観点が取り入れられています。科学的な見地からの各種調査・研究を進めるとともに、陸域からの汚濁負荷の削減のほか、藻場・干潟の保全・再生など、関係部と連携した総合的な水環境改善対策を進めていきます。

② 生活排水処理施設の整備等

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係部や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取り便槽については、県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

③ 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進していきます。

また、三重県、愛知県、岐阜県は、環境省が行う複数県での海岸漂着物発生抑制対策のモデル地域に唯一選定されていることから、東海三県一市で構成する検討会の枠組みを最大限活用しながら、実態把握手法の検討や効果的な発生抑制対策についての検討を進めていきます。

表1 県内の大気環境基準達成率

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数
二酸化硫黄 (SO ₂)	26	26	25	25	25	25	17	17 ^{※1}	16	16 ^{※1}
	達成率(%)		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	32	32	33	33	32	32 ^{※1}	28	28 ^{※1}	27	27 ^{※1}
	達成率(%)		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	24	0	24	0	24	0	24	0	24
	達成率(%)		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	32	32	33	33	32	32 ^{※1}	32	32 ^{※1}	32	32 ^{※1}
	達成率(%)		100		100		100		100	
一酸化炭素	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	10	23	19	22	22	22	25	25 ^{※1}	25	25 ^{※1}
	達成率(%)		43		86		100		100	

※1 測定局 33 局のうち 1 局休止中

※H30 年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：平成 29 年度の全国状況

光化学オキシダントの測定局 1,179 局のうち環境基準達成局は 0 局 (0%)、微小粒子状物質の測定局 1,038 局のうち環境基準達成局は 925 局 (89.1%)

表2 自動車 NO_x・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

測定局数	H23		H24・H25・H26		H27・H28・H29・H30	
	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※2}	環境基準 ^{※1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{※3}
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	16	16
達成率(%)	60		100		100	
非達成局	浮遊粒子状物質 桑名、楠、鈴鹿等6局					

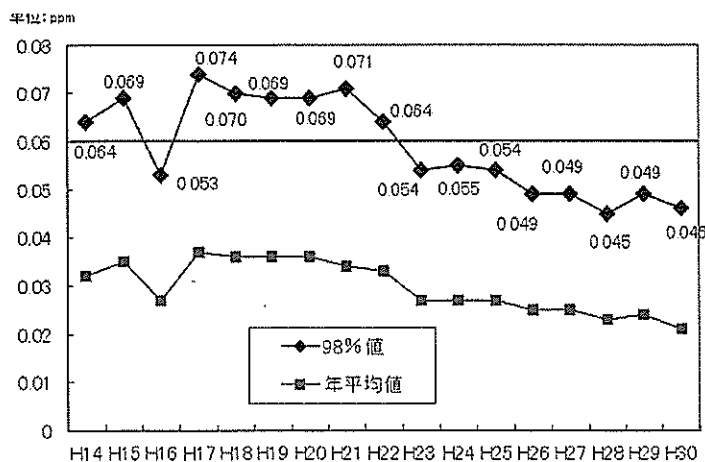
※1 環境基準の項目は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。

※2 15測定局の内訳は、一般環境測定局10局と自動車排出ガス測定局5局です。

※H30 年度測定結果は未確定のため見込みです。

※3 平成27年度に自動車排出ガス測定局が1局増えました。

図1 四日市市納屋局の NO₂ 値の推移



※H30 年度測定結果は未確定のため見込みです。

図2 自動車 NO_x・PM 法対策地域



図3 環境基準達成状況の経年変化
(河川BOD、海域COD)

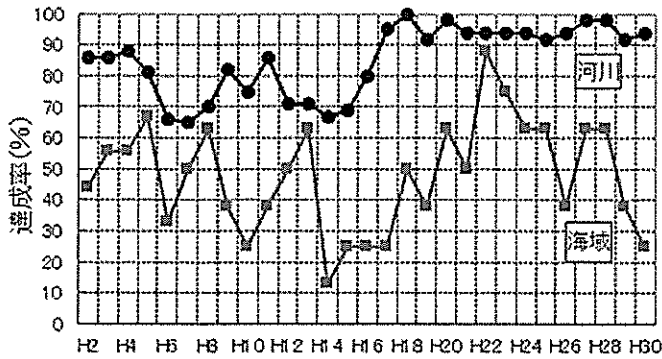


図4 COD環境基準達成率の推移
(伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

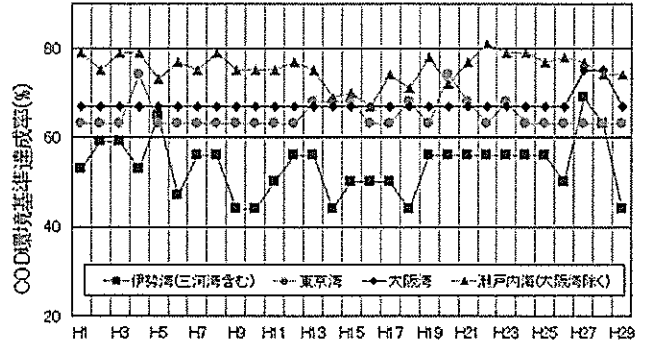
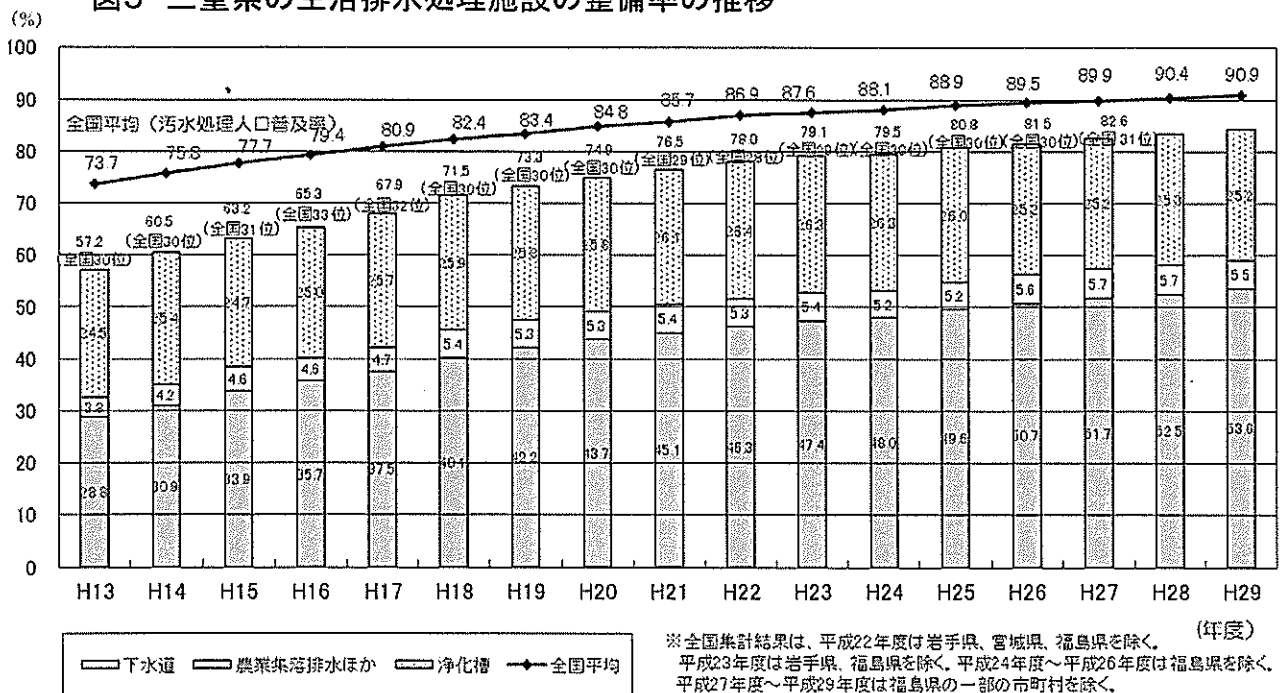


図5 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



※全国集計結果は、平成22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。
平成23年度は岩手県、福島県を除く。平成24年度～平成26年度は福島県を除く。
平成27年度～平成29年度は福島県の一部の市町村を除く。

1 5 三重県土砂条例（仮称）の制定について

大気・水環境課
廃棄物監視・指導課

1 現状

建設工事に伴い発生する土砂等については、工事現場内での発生抑制や工事間利用等による有効利用が図られているほか、内陸受入地に搬出されており、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部に見受けられます。

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立や農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積上げられている事案も見受けられます。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっています。

2 課題

これらの行為に対しては、現状、既存法令で災害の防止や生活環境の保全等の観点から一定の規制がなされていますが、適用範囲や条件が限られており、効果的な指導が困難な場合があります。

また、県内の他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られていますが、土砂等の埋立て等の行為に対して、県内統一的な規制がない状況です。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや大阪万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定します。

3 今後の取組方向

三重県土砂条例（仮称）の制定にあたり、令和元年 5 月 21 日、三重県環境審議会に土砂等の埋立て等の行為に係る問題に対応できる条例のあり方について諮問しました。今後は、学識経験者等で構成する専門の部会において、検討を行います。

(1) 庁内検討体制

環境生活部、農林水産部および県土整備部の関係法令等の専門知識を有する職員（環境技師、林業技師、土木技師）からなる「土砂条例（仮称）検討チーム」を 4 月 1 日に環境生活部に設置し、必要に応じて地域機関とも連携しながら、条例および実施体制の検討を進めています。

また、環境生活部、農林水産部および県土整備部が連携して検討を進めるため、4 月 11 日に三部による「土砂条例（仮称）制定連絡調整会議」を立ち上げ、情報共有及び連絡調整を行っています。

(2) 制定のスケジュール (案)

5月	第1回三重県環境審議会 (諮問)
6月	環境生活農林水産常任委員会 (素案の説明) 第1回専門部会
7月	第2回専門部会 第2回三重県環境審議会 (中間案の審議)
8月	環境生活農林水産常任委員への中間案の説明
8月～9月	パブリックコメント等の実施
9月	第3回専門部会
10月	環境生活農林水産常任委員会 (最終案の説明) 三重県環境審議会から答申
11月	条例議案提出
1月～3月	周知期間
4月	条例施行

1 6 北部広域圏広域的水道整備計画について

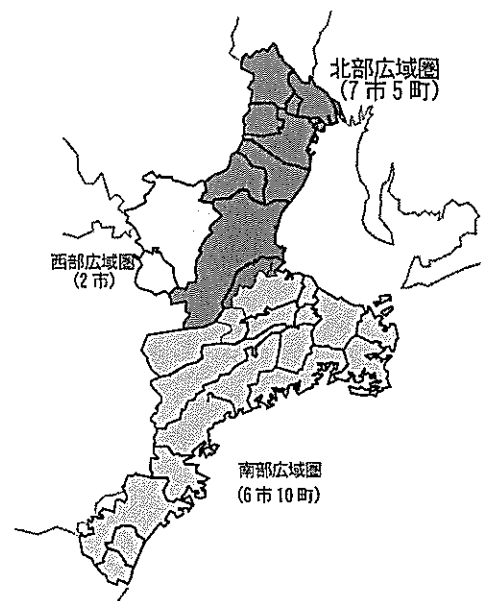
大気・水環境課

1 概要

三重県では、水道の広域的な整備を図るため、三重県水道整備基本構想（平成4年9月改定）において、地理的・社会的条件から県内全域を3圏域に区分し、それぞれの圏域に対して、広域的水道整備計画を策定し、根幹的水道施設として水道用水供給事業を位置づけ、安全な水道水の安定供給を図ってきました。

北部広域圏では、関係市町（7市5町）からの要請を受け、昭和62年6月に広域的水道整備計画を策定し、その後の社会状況などの変化により、平成4年9月、平成9年10月、平成20年3月と計画改定がなされています。現計画は、平成30年度目標で広域的水道施設として、木曾川用水、三重用水、長良川河口堰、君ヶ野ダムを水源とする北中勢水道用水供給事業を位置づけ、北中勢地域の市町に対して水道用水289,516m³/日を供給することを定めています。

広域的水道整備計画の事業実施については、環境生活部から企業庁に依頼し、企業庁が水道用水供給事業を実施しています。



2 現状

北部広域圏広域的水道整備計画（以下「整備計画」という。）の中には、長良川河口堰を水源とした水道用水供給事業が位置づけられています。平成28年7月、関係市町から長良川河口堰を水源とした取水・導水施設整備を7年延伸したことに伴う計画改定要請書の提出がありました。このことから、現在、計画目標年度を令和7年度に変更するための改定作業を進めているところです。

3 課題

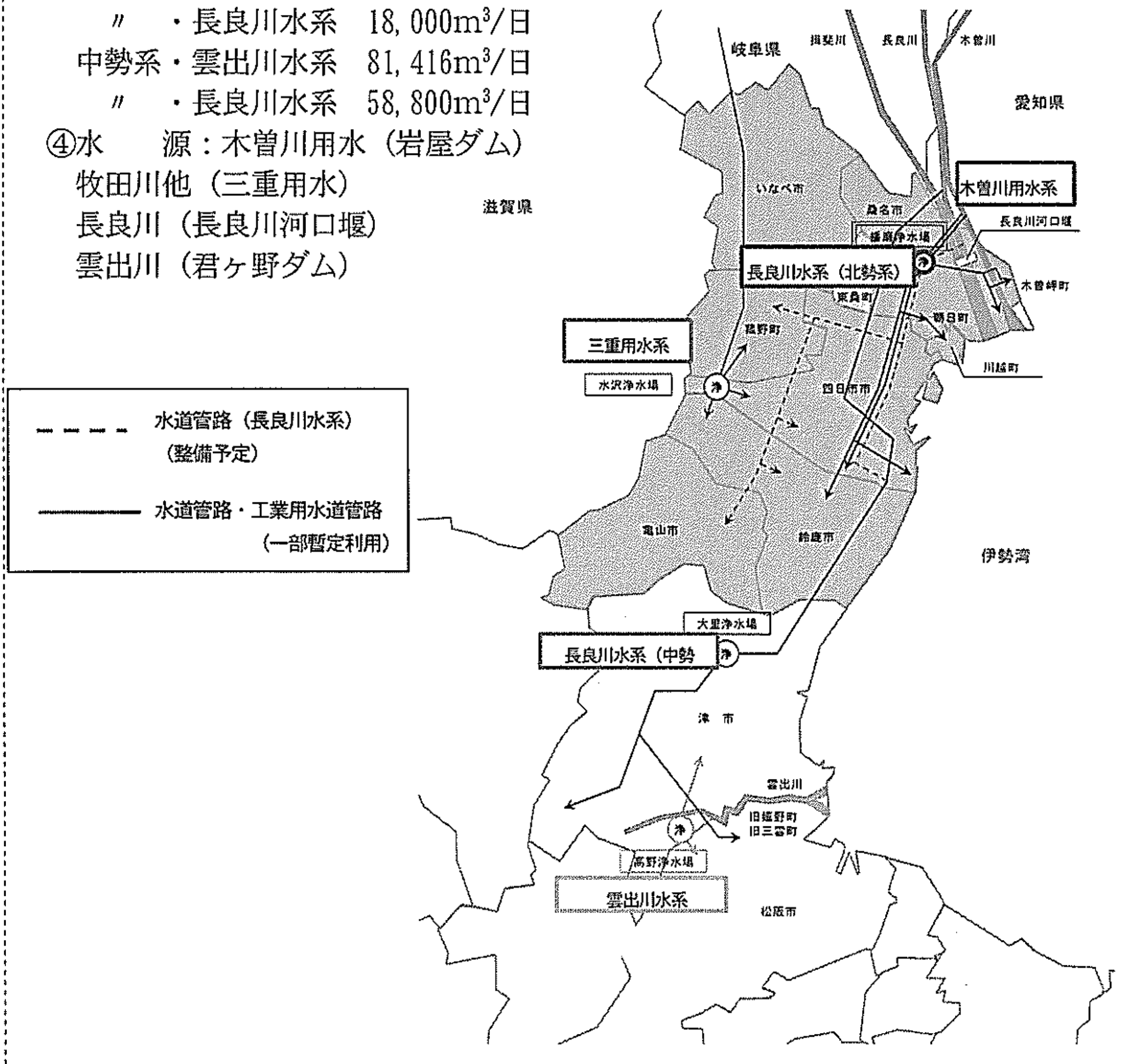
令和元年10月に改正水道法が施行されることに伴い、整備計画は、水道基盤強化計画として策定する予定です。今後、国が定める基本方針やガイドラインに沿う必要があるため、国の動きを注視し情報収集に努める必要があります。

4 今後の取組方向

国が定める基本方針等やこれまでの市町との協定書をふまえるとともに、今後、水需要予測を行い、関係市町および企業庁と連携して、適切に対応してまいります。

＜北部広域圏広域的水道整備計画（現行計画）の概要＞

- (1) 計画目標 北部広域圏（7市5町）における水道を広域的に整備することにより、適正かつ合理的な水利用を図るとともに水道事業の経営基盤を強化して、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を確保することを目標とする。
- (2) 目標年度 平成30年度
- (3) 計画区域 桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（旧嬉野町地区、旧三雲町地区）（7市5町）
- (4) 広域的水道施設（北中勢水道用水供給事業）
- ①事業主体：三重県（企業庁）
- ②給水対象：桑名市、木曾岬町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（旧嬉野町地区、旧三雲町地区）（6市4町）
- ③一日最大給水量： 289,516m³/日
 北勢系・木曾川水系 80,300m³/日
 "・三重用水系 51,000m³/日
 "・長良川水系 18,000m³/日
 中勢系・雲出川水系 81,416m³/日
 "・長良川水系 58,800m³/日
- ④水源：木曾川用水（岩屋ダム）
 牧田川他（三重用水）
 長良川（長良川河口堰）
 雲出川（君ヶ野ダム）



1 7 廃棄物総合対策の推進について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) 一般廃棄物

県内の一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」や「最終処分量」は、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により減少傾向にあります。一方、「資源化率」は、全国より高い水準を維持していますが、小売店や古紙回収業者による資源回収量の増大に伴い、減少傾向にあります。

(2) 産業廃棄物

県内の産業廃棄物の「排出量」や「最終処分量」は、事業活動の影響を受けることもあり、平成30年度は前年度に比べ増加しています。なお、「再生利用率」は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

<廃棄物の排出量等>

年 度		実績値					目標値
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 (速報値)	R2年度
一般 廃棄物	1人1日あたりのごみ排出量 (g)	976	959	950	943	943	936
	資源化率 (%)	29.7	28.5	27.4	27.3	26.6	33.3
	最終処分量 (千t)	38	36	21	22	21	30
産業 廃棄物	排出量 (千t)	8,601	8,626	8,225	8,282	8,365	7,920
	再生利用率 (%)	43.2	42.8	43.7	45.1	44.5	43.6
	最終処分量 (千t)	269	273	265	278	310	234

(注)「目標値」欄は、「三重県廃棄物処理計画」の目標値

2 課題

さまざまな主体による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められ、最終処分量の削減や再生利用の取組が進みました。持続可能な循環型社会の構築に向け、今後は、レアメタルなどの枯渇性資源の回収や食品廃棄物等の発生抑制、さらには、地域で廃棄物を資源として最適な規模で循環させる地域循環圏の形成を促進するなど、循環の質に着目した取組を進めていく必要があります。

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理件数については、増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄事案も散見されます。このため、今後も厳正な監視・指導とともに、排出事業者責任の徹底や処理状況の透明化などを進めていく必要があります。

3 取組方向

三重県廃棄物処理計画（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）において、廃棄物対策の 3 つの取組方向（(1) ごみゼロ社会の実現、(2) 産業廃棄物の 3 R の推進、(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保）を定めており、計画の進捗状況については、三重県廃棄物施策推進会議（構成：学識者、事業者、市町、廃棄物関係団体等）において点検評価を行い、的確に計画内容を推進しています。

(1) ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組んでいます。

引き続き、市町等と連携し一般廃棄物の 3 R 等を促進するとともに、三重とこわか大会（第 21 回全国障害者スポーツ大会）に向けた小型家電リサイクルの取組や食品廃棄物等の削減に向けた実態調査を実施します。

(2) 産業廃棄物の 3 R の推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として、一層有効活用されるよう取り組んでいます。

引き続き、各種リサイクル法等の的確な運用や事業者の 3 R の取組について支援を行うとともに、食品廃棄物の畜産飼料化に向けた関係者との連携や使用済みプラスチックの地域循環を進めていくための実態調査を実施します。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

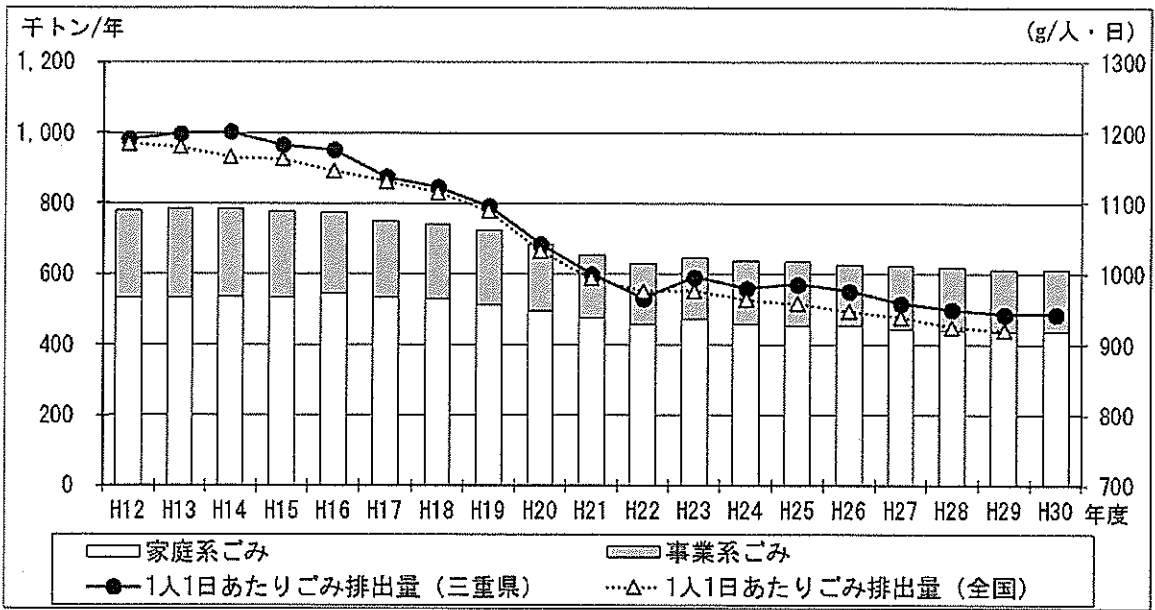
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されるよう取り組んでいます。

引き続き、産業廃棄物の不適正処理行為について厳正な監視・指導により不適正処理の未然防止や早期改善対応を行うとともに、有害なポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理や適正保管の指導、さらには、より一層の適正処理を推進するため、施行後 10 年を経過した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の見直しについて検討を進めます。

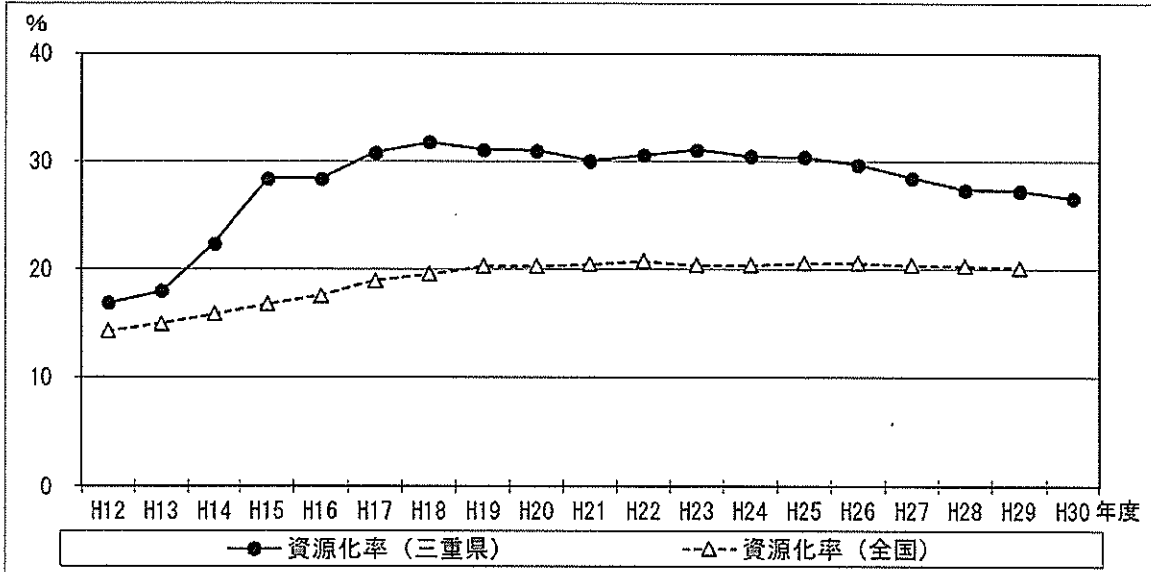
また、産業廃棄物の不適正処理等により生活環境保全上の支障等が生じた 4 事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案）について行政代執行による環境修復対策を着実に実施するとともに、災害廃棄物対策の実効性を高めるため、近年の災害事例等をふまえた「三重県災害廃棄物処理計画」の見直しや災害廃棄物処理に精通した人材育成を行います。

(表1) 一般廃棄物排出量の推移

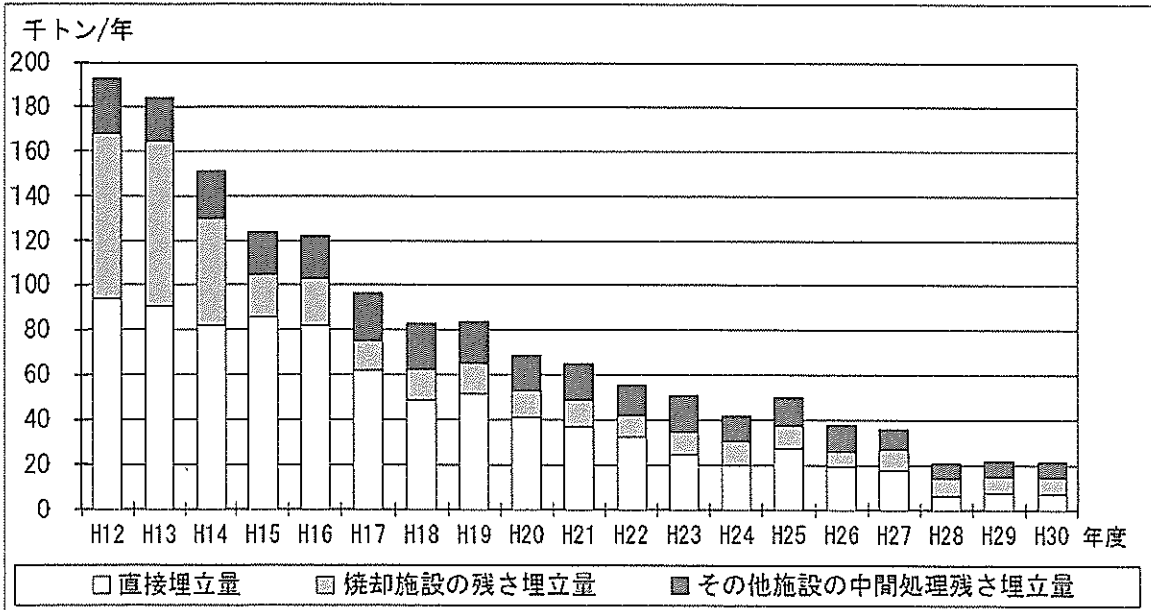
(参考)



(表2) 一般廃棄物資源化率の推移

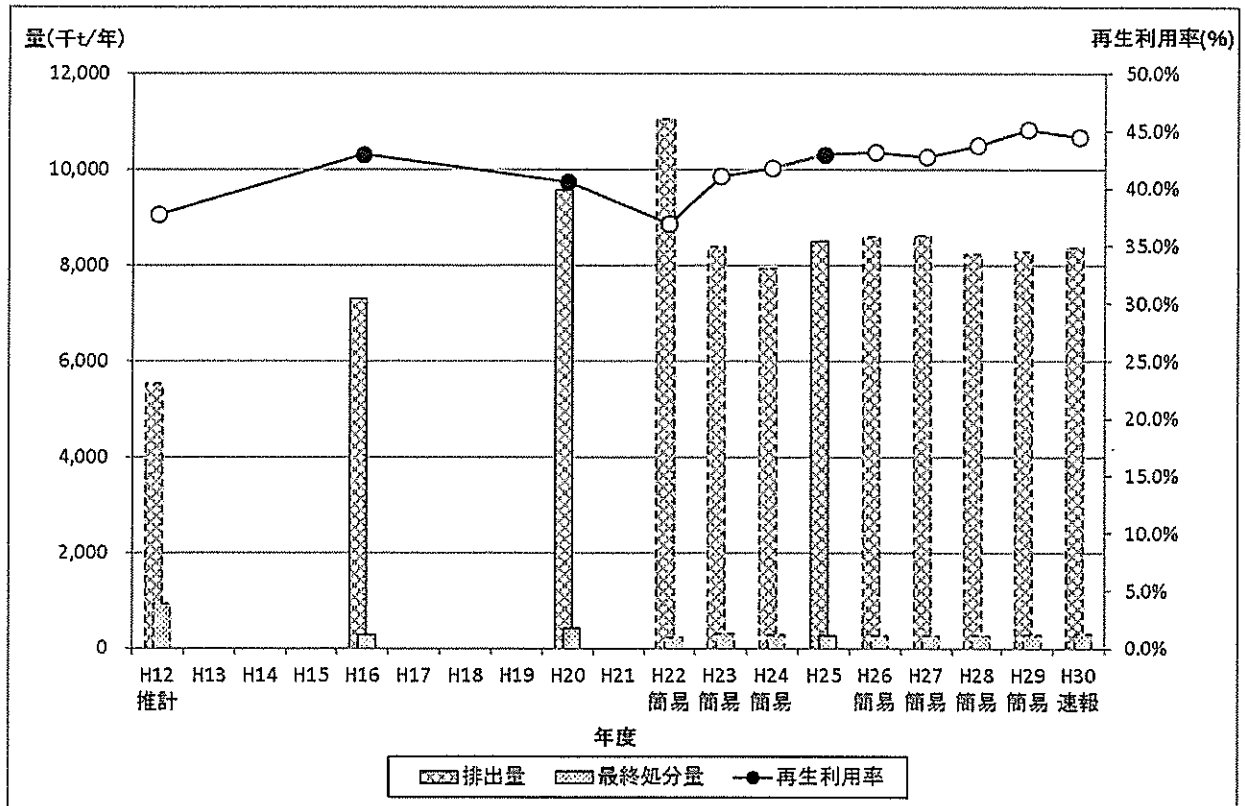


(表3) 一般廃棄物埋立量等の推移



(注) 平成 30 年度は速報値を示しています。

(表4) 産業廃棄物排出量等の推移



(注1) 排出量を点線で、再生利用率を○で示した年度は、推計や簡易調査の結果を示しています。

(推計：H12、簡易調査：H22、H23、H24、H26、H27、H28、H29)

(注2) 平成30年度は速報値を示しています。

1 8 R D F 焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯

- (1) R D F 焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町で R D F 化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成 14 年 12 月から運転を開始しました。
- (2) 事業構想の初期段階で無償としていた処理費用については、ダイオキシン規制への対応や電力の自由化による売電単価の低下により市町に負担を求めざるを得なくなったため、平成 13 年 1 月に県と関係市町で構成する「三重県 R D F 運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- (3) 事業開始後、平成 15 年 8 月 19 日に R D F 貯蔵槽が爆発し、消防士 2 名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。
- (4) 県は、15 年間のモデル期間が終了する平成 28 年度をもって R D F 焼却・発電事業を終了することを、平成 19 年 12 月の協議会総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町から事業継続の要望があり、協議を重ねた結果、平成 22 年 8 月の協議会理事会において、平成 29 年度以降 4 年間、事業を継続することが確認されました。
- (5) その後、平成 29 年 4 月 25 日に開催された部会において、桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が 15 か月短縮され、令和元年 12 月末となる旨説明があり、これを受けて協議会では R D F 焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を行った結果、平成 30 年 7 月の協議会総会において、令和元年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することが確認されました。

2 現状

(1) R D F 処理の状況

現在、県内の R D F 製造団体は 5 団体（12 市町）あり、平成 30 年度の R D F 製造量は約 4 万 4 千トンで、三重ごみ固形燃料発電所で処理されています。（別紙参照）

(2) R D F 処理委託料

平成 27 年 8 月 25 日に開催された協議会総会で、平成 29 年度から 4 年間の処理委託料は R D F 1 トンあたり 14, 145 円（税抜）に決定しました。

(3) 事業終了後の廃棄物処理体制構築

関係市町等が、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、市町等における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術支援を行っています。

また、昨年12月に創設した県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めています。

市町等	新たなごみ処理体制に向けた対応
桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市、木曾岬町、東員町の3市町の枠組みで、新ごみ処理施設を整備中。 ・本年9月以降は新ごみ処理施設で可燃ごみを処理。RDF化施設については撤去を行う予定であり、撤去時期については検討中。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月、同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」からの答申に基づき、ごみ処理の広域化実現までの一時的なごみの処理方法として、民間処理する方針。 ・本年9月以降は可燃ごみを民間処理することとしており、ごみ中継施設を整備中。
香肌奥伊勢資源化 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・多気町、大台町、大紀町の3町の枠組みで、ごみ処理の方向性について検討が行われ、おおむね10年間を目途に民間処理する方針。 ・本年8月以降は可燃ごみを民間処理することとしており、ごみ中継施設を整備中。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・本年9月以降は製造したRDFを民間処理することとしており、その後、東紀州広域化の枠組み（紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町、尾鷲市）による新たなごみ処理施設の完成に合わせて可燃ごみの処理に移行する予定。RDF化施設については撤去を行う予定であり、撤去時期については検討中。
南牟婁清掃施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・本年9月以降は製造したRDFを民間処理することとしており、令和3年4月以降はごみ中継施設の整備を行い、可燃ごみを民間処理する予定。その後、東紀州広域化の枠組みによる新たなごみ処理施設の完成に合わせて可燃ごみの処理に移行する予定。

3 課題と取組方向

(1) 協議会における市町等との連携

事業の運営については、協議会において、市町等と一体となって取り組む必要があることから、引き続き連携していきます。

(2) 事業終了後の廃棄物処理体制

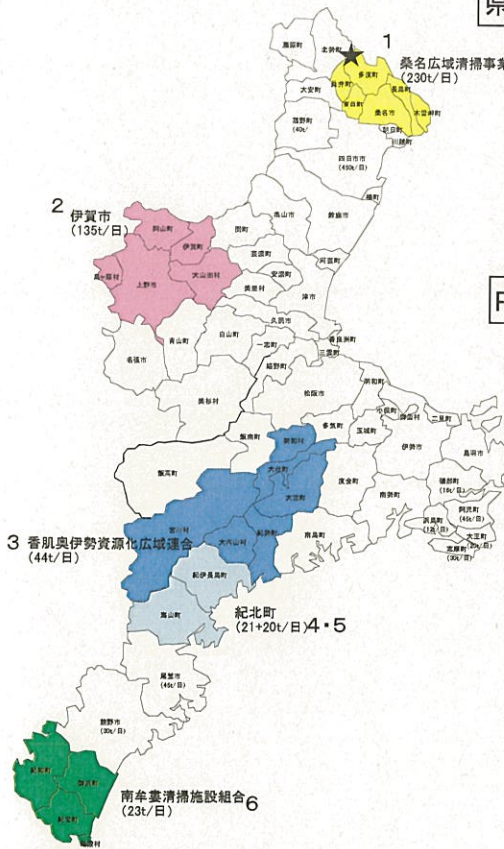
事業終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、地域の状況をふまえた、ごみ処理体制の整備が必要であることから、広域的な枠組みや処理の方法等について、引き続き市町等と一体となって検討を行います。

1 県内RDF化施設の状況

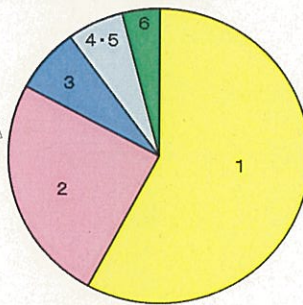
別紙

県内RDF化施設の概要

- 1) 構成市町数 12市町(5団体6施設)
- 2) 構成人口 約33万人[平成31年4月現在]
- 3) ごみ排出量 約8.3万t[平成30年度実績]
(RDF換算:約4.4万t)
- 4) 平均製造量 RDF約122t/日



RDF製造量の内訳



H30年度実績

日平均(年間)

- 1 69t(25,261t) ■ 桑名広域
- 2 31t(11,202t) ■ 伊賀市
- 3 9t(3,269t) ■ 香肌奥伊勢
- 4・5 8t(2,746t) ■ 紀北町
- 6 5t(1,921t) ■ 南牟婁

日平均 122t

年間(44,399t)

上記は、全てRDF換算です。

平成31年4月1日現在

市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1 桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町) 木曾岬町 東員町
2 伊賀市	135t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3 香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	H13.4	多気町(旧勢和村) 大台町(旧大台町、旧宮川村) 大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4 紀北町	21t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5 紀北町	20t/日	H11.4	紀北町(旧海山町)
6 南牟婁清掃施設組合	23t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町 紀宝町(旧紀宝町、旧鶴殿村)

※規模は、ごみ重量であり、RDFに換算すると約50%となる。

2 RDF焼却・発電施設の概要

施設名	設置場所	RDF処理能力(t/日)	最大出力(kW)	年間発電電力量(kWh)
★ 三重ごみ固形燃料発電所	桑名市多度町力尾	240	12,050	約6,480万

1 9 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

平成 30 年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,788 件で、これらに係る行政指導の件数が 1,718 件、文書発出数が 152 件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分である改善命令が 1 件、事業停止命令が 7 事業者 11 件、業許可取消が 4 事業者 4 件、施設使用停止命令が 2 事業者 3 件でした。

不法投棄の確認件数については、近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 72%、発生量で約 99%を占めています。

なかでも、平成 27 年度と平成 28 年度には 1,000 トンを超える大規模不法投棄事案が発生しました。

県では、監視・指導を強化して、行為者が特定できた事案に対しては、全て撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

表 1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。）

単位：件

区分	年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
延べ監視件数		5,083	4,651	3,710	3,990	3,788
行政指導・処分	指導件数	2,246	2,735	1,931	2,021	1,718
	文書発出数	163	205	269	303	152
	改善命令	0	3	0	0	1
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	15	14	11
	業許可取消	0	1	5	3	4
	施設使用停止命令	0	0	9	12	3
	施設許可取消	0	0	2	0	0
	告発	0	0	3	0	0

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移

単位：件（数量トン）

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
確認事案数	19 (493)	31 (6,811)	41 (2,290)	48 (467)	41 (316)
うち建設系廃棄物等	13 (449)	20 (6,790)	27 (2,272)	39 (421)	30 (303)
未撤去数(H31.3末)	1 (0)	6 (35)	11 (1,985)	10 (26)	26 (153)

※数量トンについては、把握できたもののみ集計

2 課題および取組方向

(1) 悪質な事案への対応

①監視・指導體制

悪質な事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置することにより監視・指導體制を強化し、現在、地域指導班および広域指導班の2班20名体制（警察からの出向者4名、警察官OB6名を含む。）で監視・指導を行っています。

特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど、事態の早期是正や悪化防止を図っています。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れながら厳格な指導を行っており、違反行為を把握した場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処しています。

②スカイパトロール・資機材の活用による広域的な監視の実施

通常の監視活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによる広域的な監視（スカイパトロール、平成30年度2回）を実施するほか、「不法投棄監視カメラ」を活用し、間隙のない監視活動を行っています。

また、平成29年度に配備した無人航空機ドローンによる廃棄物測量システムを用いて、不法投棄現場等において定期的に廃棄物の増減量を測定し、不法投棄の状況を正確に把握することにより、事業者への的確な指導に繋がっています（平成30年度測量回数46回）。

さらに、平成30年度からは不法投棄が発生しやすい山間部等に不法投棄禁止や不法投棄発見時の通報先等を記載した電柱広告を設置することで、不法投棄の未然防止に繋がっています（100か所に設置）。



③民間警備会社への委託による監視の実施

土・日・祝日や早朝にも絶え間なく監視するため、民間警備会社への業務委託により、把握済みの不法投棄現場等の定期監視や新たな不法投棄・野外焼却への監視パトロールを実施しています。平成30年度は計3,569件の監視活動を行い、新たに4件の不法投棄等の発見につながりました。

引き続き、民間警備会社を活用し、間隙のない監視活動を行います。

(2) 関係機関等と連携した取組

①民間企業・団体等、市町との連携

不法投棄等不適正処理を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠であることから、県内で広範囲に活動している森林組合や民間企業・団体など 21 事業者等と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、不法投棄等の情報提供を受けています。

そのほか、地域でパトロール等を行う自主活動団体等さまざまな主体と連携し、不法投棄等不適正処理の早期発見につなげています。

また、市町と連携した迅速な初動対応による廃棄物の適正処理を確保するため、市町職員が産業廃棄物に係る現場への立入が行えるよう、県内全市町と協定を締結しており、担当職員に対して立入検査員証を交付しています。

②県民等からの情報提供

不法投棄等不適正処理の早期発見には県民等からの情報提供が重要となることから、「廃棄物ダイヤル110番」、「廃棄物FAX110番」、「廃棄物メール110番」による通報制度を設けています。

また、テレビやFM放送を活用して情報提供を呼びかけ、寄せられた情報については迅速に対応しています。

引き続き、こうしたマスメディアを活用した広報・啓発活動に加え、全国ごみ不法投棄防止監視ウィーク活動の実施、民間企業・団体等や市町職員を対象とした講習会を開催するなどして「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。

③近隣縣市等との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、奈良県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した県境における合同路上監視を実施しています（平成 30 年度は 6 縣市等と計 5 回実施）。



20 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

廃棄物適正処理PT

1 経緯等

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により、生活環境保全上の支障等が生じた場合、廃棄物処理法の規定により、原因者に対し、必要な限度において是正措置を命じ、その措置が講じられない場合、行政代執行により支障等を除去することができます。

本県においては、産業廃棄物が不法投棄された「桑名市五反田事案」について、平成13年に行政代執行に着手しました。その後、過去に不適正処理が行われた事案について「安全性確認調査」を実施し、調査の結果、生活環境保全上の支障等が認められた「四日市市内山事案」について、平成19年に行政代執行に着手し、「四日市市大矢知・平津事案」について、平成24年に行政代執行に着手しました。

また、平成25年には「桑名市源十郎新田事案」の行政代執行に着手しました。

現在、これらの4事案について、国の財政的支援を受け、行政代執行により、生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでいるところです。

2 行政代執行に係る国の支援制度

平成10年6月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」という。)」に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援が得られます。

同法は、平成15年6月から平成24年度までの10年間の時限立法として施行され、平成24年8月の改正により10年間延長され、その期限は令和4年度末までとなっています。

産廃特措法の概要

平成10年6月16日以前に発生した不法投棄等の支障を除去するため、都道府県等が対策工事を行う場合、令和4年度末までの間、国が支援措置を講じます。

(事業費の9割を起債対象とし、うち5割が特別交付税措置により措置されます。)

事業費		
起債充当額(90%)		
一般財源 10%	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

3 4事案についての取組および今後の対応

現在、行政代執行を行っている4事案については、令和4年度末までに全ての対策を完了できるよう、計画的に事業を推進しています。

なお、事業の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。また、引き続き排出事業者等への責任追及を進めるとともに、原因者への費用求償を粘り強く行っていきます。

(1) 桑名市五反田事案

<場所>

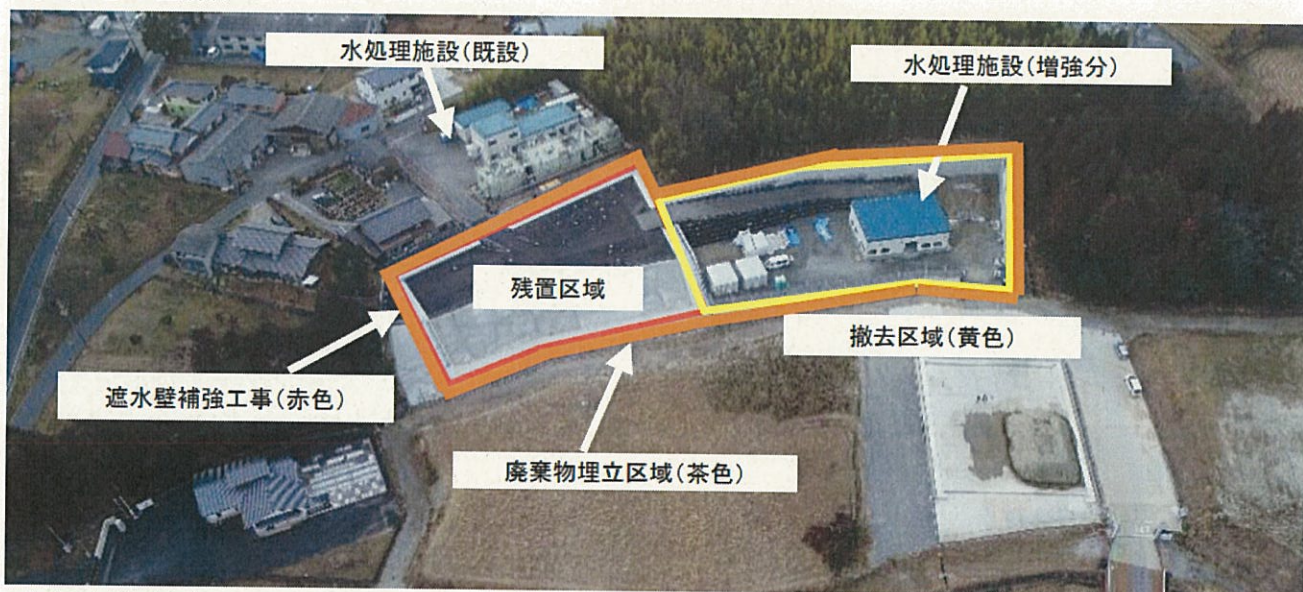
桑名市大字五反田多々星地内の山林

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 平成7年～平成8年頃

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOC(揮発性有機化合物)による地下水汚染が判明し、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

<事案地の全景>



<生活環境保全上の支障等>

地下水がVOCにより汚染されていること、さらに環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンによる新たな地下水汚染が平成22年3月に判明したため、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

<行政代執行の実施内容>

1,4-ジオキサンの高濃度区域における廃棄物等の掘削・除去を実施するとともに、汚染地下水の浄化を実施しています。

①平成30年度までの主な事業内容

- ・ 廃棄物および汚染土壌の掘削・除去工事
- ・ 水処理施設による汚染地下水の揚水浄化および水処理施設の増強工事

②令和元年度以降の実施内容

- ・ 揚水井戸の追加設置工事
- ・ 揚水浄化の継続および効果確認
(水処理施設)



(2) 四日市市内山事案

<場所>

四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 平成元年～平成 11 年頃

(内容) 産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行ったため、高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

<事案地の全景>



<生活環境保全上の支障等>

高濃度の硫化水素やメタンガスが発生し、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれがあります。

<行政代執行の実施内容>

霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散・流出防止のため、整形覆土工等を実施しました。

①平成 30 年度までの主な事業内容

- ・霧状酸化剤注入装置の設置および同施設の活用による硫化水素の発生抑制
- ・廃棄物の掘削・除去工事
- ・整形覆土工事
- ・調整池の設置工事

②令和元年度以降の実施内容

- ・対策効果確認調査
- ・霧状酸化剤注入装置の撤去等

(3) 四日市市大矢知・平津事案

<場所>

四日市市大矢知・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 昭和56年～平成6年頃

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

<事案地の全景>



<生活環境保全上の支障等>

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

<行政代執行の実施内容>

廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあるため、覆土および排水対策等を実施しています。

①平成30年度までの主な事業内容

- ・事業者関連区域の調整池、進入道路の設置工事
- ・中溜池側の染み出し抑止工（鋼矢板の打込み）および調整池、管理用道路の設置工事
- ・西水路側の調整池および管理用道路の設置工事

②令和元年度以降の実施内容

- ・西水路側の染み出し抑止工（連続地中壁の設置）および調整池の設置工事
- ・法面部への厚層基材（植生材）吹付工
- ・天端部の覆土工等

(4) 桑名市源十郎新田事案

<場所>

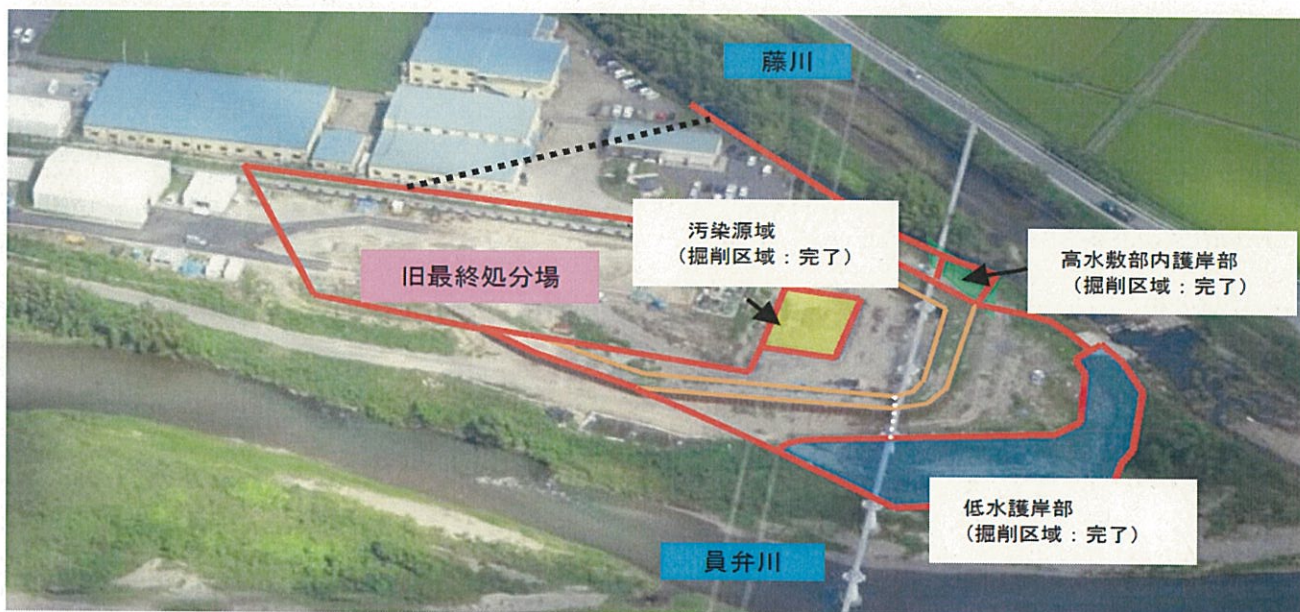
桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

<不適正処理された時期および内容>

(時期) 昭和48年～昭和51年頃(推定)

(内容) 平成19年9月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月に当該箇所から回収した廃油にPCB(ポリ塩化ビフェニル)等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

<事案地の全景>



<生活環境保全上の支障等>

PCBを含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

<行政代執行の実施内容>

PCBやVOC(揮発性有機化合物)を含む廃油の拡散防止と回収を図りつつ、PCBの高濃度範囲の掘削・除去を実施しています。

①平成30年度までの主な事業内容

- ・油汚染範囲の囲い込み(鋼矢板の打込み)工事
- ・集油管等による廃油の回収・処理

②令和元年度以降の実施内容

- ・集油管等による廃油の回収・処理等を継続
- ・PCB高濃度範囲の掘削・除去工事、熱処理によるVOC除去
- ・油の回収等の措置を求める民事調停(平成28年10月申立)の継続対応

(油回収の状況)

